城ケ丘中学校バリアフリー改修工事

図面リスト

意匠図		構造図		電気設備図	
図面番号	種別	図面番号	種別	図面番号	種別
Ｄ－００	表紙、図面リスト	Ｓ－０１	構造設計標準仕様	Ｅ－０１	電気設備特記仕様書
－０１	建築改修工事特記仕様書（その１）	－０２	多目的トイレ基礎伏図・屋根梁伏図・通軸組図・配筋図・部材リスト	－０２	多目的トイレ配線図（改修後）
－０２	建築改修工事特記仕様書（その２）				
－０３	建築改修工事特記仕様書（その３）				
－０４	建築改修工事特記仕様書（その４）				
－０５	建築改修工事特記仕様書（その５）				
－０６	建築改修工事特記仕様書（その６）				機械設備図
－０７	付近見取図・配置図			図面番号	種別
－０８	既存　１階平面図			Ｍ－０１	機械設備特記仕様書
－０９	改修　１階平面図			－０２	衛生器具表・凡例表・機器表・多目的トイレ詳細図・平面図（改修後）
－１０	新設多目的トイレ仕上表・平面図・立面図・断面図・建具表・展開図				
－１１	新設多目的トイレ平面詳細図・屋根伏図・矩計図				
－１２	部分詳細図				

特記事項

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096

DIRECTOR 古川　CHIEF 沖田　DRAWER 福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111S	SHEET NO. Ａ－００
図名	表紙、図面リスト	SCALE NO.SCALE	一級建築士 建設大臣登録第８４４５８号 古川　稔	

建築改修工事特記仕様書

1. 共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」(以下、「改修標準仕様書」という。)により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)による。
2. 改修標準仕様書及び標準仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。
3. 特記仕様
(1) 項目は、番号に ○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○ 印の付かない場合は、⊗印の付いたものを適用する。
○ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(5) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。
グリーン購入法による調達推進品目は「鹿児島県環境物品等調達方針」の環境物品等調達推進品目等一覧表及び別表１（鹿児島県のホームページからダウンロード可能）による。
4. 前金払
契約金額100万円以上の工事にあっては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の４を超えない範囲内に限り前払金の支払を請求することができる。
5. 中間前金払又は部分払の選択
契約金額100万円以上の工事にあっては、契約に当たり中間前金払又は部分払を選択することができる。
6. 中間前金払
契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の２を超えない範囲内に限り７の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。
7. 中間前金払の要件
(1) 工期の２分の１を経過していること。
(2) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること。
~~8. 部分払~~
~~前払金を支払ったものについては工期中２回まで、前払金の支払がされていないものは工期中３回までとする。~~
9. 火災保険
契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後21日とする。
10. 県産資材の優先使用
(1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下、「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等については、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
(2) 以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
《指定主要資材（７品目）【生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝 】》
(3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
(4) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
11. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用
(1) 工事の一部を下請に付する場合は（　　.　　）管内に主たる営業所を有する者を活用するようよう努めることとする。
(2) 前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
(3) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
12. 建設技術者等の途中交代
(1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
① 受注者の責務によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
② 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
③ 大規模な工事で一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
(2) 上記(1)のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。
~~13. 電子納品~~
~~(1) 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和2年3月）　（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。~~
~~(2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。~~
~~(3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラー無しであることを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。~~
14. ＣＡＤ図面データの貸与について
本工事に関するＣＡＤ図面データの貸与を希望する場合は、「ＣＡＤ図面データ借用に係わる誓約書」を県に提出すること。なお貸与したＣＡＤ図面データは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該ＣＡＤ図面データは、完成図提出時までに、受注者において履行期限期間中に複製又は再配布しているものの全て消去すること。その他、誓約書の記載事項を遵守すること。
15. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に被害が生じた場合は、県（発注者）遅れが生じる等のと協議を行うこと。
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について
(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
(7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
17. 施工体制台帳の作成等について
本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
18. 施工体系図の作成等について
本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し、提出すること。
ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
ウ 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
エ その他監督職員が記載を指示した業務等

章	項目	特記事項

① 各章共通事項

① 適用基準等

※　適用を受ける関係法令等を遵守すること
（参考）
○建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修　令和4年版）
○建築工事安全施工技術指針（官庁営繕部）
○建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁営繕部）
○建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国交省通知122号等）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成26年6月21日法律第58号）

② 工事実績情報の登録

※適用する（※工事請負金額 500万円以上　・（　　）　）　[1.1.4]

③ 品質計画

・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算　[1.1.2]
※基準風速（Vo）（　46　）m/s
※地表面粗度区分（・Ⅰ　○Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ）
適用工種　・ＡＬＣパネル(外壁、屋根)・押出成形セメント板(外壁)・外壁石張(乾式)
・外装材(外断熱工法)・長尺金属板葺・折板葺・アルミ笠木
・ガラスブロック　・シート防水(機械式)・屋上緑化システム・（　　）

④ 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。　[1.3.3]
・要　　・不要

⑤ 施工条件

改修標準仕様書 [1.3.5] 以外の施工条件　　※現場説明書による　・図示　[1.3.5]

⑥ 発生材の処理

・発注者に引渡しを要するもの（・金属類　・ＰＣＢ含有物　・　　）　[1.3.12]
引渡し場所　　※構内　・（　　）

再生資源化を図るもの又は廃棄するもの　　・有　・無

分　類	受入れ施設名	所　在　地	搬出距離(km)
・コンクリート塊			
・アスファルト・コンクリート塊			
・建設発生木材			
・			

上記に示す受入れ施設は参考であり、実施に当たっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては監督職員と協議する。
※建設廃棄物処理計画書の作成
※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成

⑦ 環境への配慮

[1.4.1]
本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の1)から4) を満たすものとする。
1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
2)接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
3)接着剤は可塑剤(フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチヘシキル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
4) 1)の材料をして作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。
・規制対象外
①建築基準法施行令第20条の７第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
②建築基準法施行令第20条の７第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
・第三種品
①建築基準法施行令第20条の７第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
②建築基準法施行令第20条の７第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
・アスベスト含有建材
本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする。

⑧ 材料の品質等

[1.4.2]
本工事に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳマーク及びＪＡＳマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は、外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
（１）品質及び性能に関する試験データを整備していること
（２）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること
（３）安定的な供給が可能であること
（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
（６）販売、保守等の営業体制を整えていること
なお、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

⑨ 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び、標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

⑩ 一級技能士

下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う　[1.7.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業　・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塗膜防水工事作業　・シーリング防水工事作業 ・左官　・建築板金
外壁改修工事	○左官　・タイル張り　○塗装（建築塗装作業）　・樹脂接着材注入施工
建具改修工事	○サッシ施工　○ガラス施工　・自動ドア施工
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業　○ボード仕上げ工事作業 ○内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）　○表装（壁装作業）　○左官 ・建築大工　・タイル張り
塗装改修工事	○塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工　・型枠施工　・とび
ブロック、ＡＬＣパネル工事	・ブロック建築　・ＡＬＣパネル施工
石工事	・石材施工（石張り施工）
植栽工事	・造園
畳工事	・畳製作

① 各章共通事項（続き）

⑪ 室内空気中の化学物質の濃度測定

着工前及び施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた６物質）の濃度を測定し、監督職員に提出すること。　[1.7.9]
測定はパッシブ型採取機器により行う。
着工前の測定　・行う
測定対象室と箇所数　・図示　・（　　）か所
なお、結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。

⑫ 完成図等

完成図　※作成する（完成図の種類　※全ての設計図　・（　　））　[1.9.2]
完成図の様式等
Ａ３縮小二つ折り製本　※３部　・（　）部
Ａ１二つ折り製本　※１部　・（　）部
完成図のＣＡＤデータ　ＣＤ－Ｒ　※３枚　・（　）枚
・作成しない
保全に関する資料　・作成する（提出部数　※１部　・（　　）部）
※作成しない

⑬ 完成写真等

撮影箇所及び方法については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による
下記のものを監督職員に提出する。ただし、原版は撮影業者の保管とする。

区　分	分　類	規　格	部　数	備　考
着工前	※デジタルカメラ	全景：キャビネサイズ 部分：サービスサイズ	※　1 部	・ ・
工事中 （検査状況）	※デジタルカメラ	カラーサービスサイズ	※　1 部	・ ・
完成時 （出来形時）	※デジタルカメラ	全景：キャビネサイズ 部分：サービスサイズ	※　1 部	外観4面/棟　内部全状況 ・
実態調査用	※デジタルカメラ	カラーサービスサイズ	※　2 部	外観4面/棟　・
電子ﾃﾞｰﾀ	○完成時写真　○工事中写真　○着工前写真			・

100×125以上の原板を使う場合には、監督職員にあらかじめべた焼きを提出し確認を受ける。
電子データは、RBG（フルカラー）、JPEG形式最高画質とし、CD-ROMにて提出する。
外壁改修工事の施工状況は、工法毎に各面（東、西、南、北、階段室、屋上塔屋等）２箇所程度とし、完成は各面・工法毎に全箇所撮影する。

各工法の施工状況（施工中の写真は、同じ番号で工事写真を撮影のこと。）

改修工法の種類	撮影する施工状況
ひび割れ部改修工法	・マーキング　・下地処理　・注入孔墨出し　・座金取付　・シール ・シリンダー取付状況　・注入状況　・仕上状況
欠損部改修工法	・マーキング　・はつり　・清掃　・鉄筋の錆落とし　・防錆材塗布 ・ステンレスピン打　・ポリマーセメントモルタル充填 ・仕上げ厚又は全塗厚が厚い場合の施工状況
浮き部改修工法	・マーキング　・穴あけ（ドリル使用）・清掃　・エポキシ樹脂注入 ・ステンレスピン注入　・エポキシ樹脂注入後の浮き確認　・表面処理

完成写真の撮影業者　　※監督職員の承諾する撮影者　・監督職員の承諾する撮影業者

⑭ 設備工事との取合い

設備機器の設置、取合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

15 設計GL

※図示　・設計GL＝現状GL

⑯ 既存部分等への措置

工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承認を受けて現状に準じて補修する。

⑰ 騒音振動の防止

低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。
適用工事（土、地業、コンクリート、舗装、植栽、取りこわし等）

⑱ 部分使用

この工事については部分使用は　・有（図示　　）　○無

⑲ 一部完成

この工事については一部完成は　・有（図示　　）　○無

⑳ 中間検査

この工事については、中間検査を　・行う　○行わない
行う場合は、工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（とりこわし工事完了時、配筋又は鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工途中を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。

㉑ 防腐・防蟻処理

この工事については、(公社)日本しろあり対策協会（以下、「協会」という。）発行「防除施工標準仕様書」（以下、「防除」という。）による。
この項目に記載の（防　　）内表示番号は、防除の当該項目を示す。
※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする。
※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする。
※土壌処理
処理の適用分　※行う　○行わない　[防 1.2]
処理の方法　※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う。　[防 1.3.(1)]
・木材処理
処理の適用分　※行う　・行わない　[防 1.2]
処理の方法　※吹付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う。　[防 1.3.(2)]
※処理の箇所
・木造の場合
※1.4. (2)①～⑥及び⑧に規定する箇所
・陸梁、合掌、小屋梁、間仕切、桁、火打梁などと敷桁又は軒折との仕口面
・２階梁、火打梁と胴差との仕口面
・木造以外の場合
※1.4. (2)⑦に規定する箇所
・２以上の階の床面より１m以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面
※保証書及び期間
白蟻防除工事について、下記事項を記載した５年保証書を提出すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。
(ｱ)工事名称　(ｲ)建物の所在地　(ｳ)建物の構造･用途･面積　(ｴ)白蟻防除工事の施工面積　(ｵ)防除処理　別並びに使用薬剤名、製造者名、施工年月日　(ｶ)登録施工業者会員名簿　(ｷ)施行した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・　登録年月日　(ｸ)保証期間
※工事施工にあたり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること。

22 鹿児島県トライアル発注制度の製品等

製品名（　　）
施工箇所　※図示による　・（　　）

② 仮設工事

① 足場その他

外部足場　○設置する　（設置範囲　工事に必要な範囲・　　）
・設置しない
防護シートによる養生　・設置する　（設置範囲　工事に必要な範囲・　　）
内部足場　※脚立、足場板等　・
材料、撤去材等の運搬方法
・A種　○B種　・C種　・D種　・E種

② 既存部分の養生

既存部分の養生　○行う　・行わない　[2.3.1]
養生方法　※ビニルシート、合板等による　・（　　）
既存部分の特別養生　・行う　[2.3.1]
設置範囲及び養生方法　※図示　・（　　）
既存家具、既存設備等の養生　※ビニルシート、合板等による　・（　　）　[2.3.1]
開口部の養生　・行う　・行わない
養生方法　・合板張りによる　・（　　）
・設置範囲　※図示　・（　　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　[2.3.1]
・行わない　・行う（図示）

3 仮設間仕切り

仮設間仕切り等の種類　[2.3.2] ［表2.3.1］

種　別	材　質	仕上げ
・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り　グラスウール充填厚さ（　　） ・合板厚9両面張り　グラスウール充填厚さ（　　）	・片面塗装
・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り ・せっこうボード厚9.5（内部面）＋合板厚9（外部面）	・片面塗装
・C種	※シート張り	―
・仮設扉	※合板張り木製扉　程度　・	・

④ 監督員事務所

○設ける　・設ける（既存建築物の一部を使用する）　・設けない
面積規模（○10㎡ ・20㎡ ・35㎡ ・65㎡ ・100㎡ ・（　　）㎡）程度
仕上げの程度、設置する設備、備品等の種類及び数量は現場説明書による。

⑤ 工事用水

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償）　※利用できない

⑦ 現場表示板

規格　※下図による　・監督職員の承諾による
材質　※県産杉板　○監督職員の承諾による
※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に対し安全な工法とする。

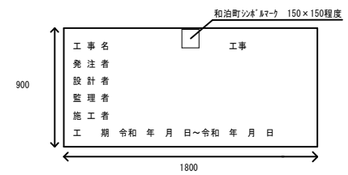

3 土工事

1 埋戻し及び盛土

種別　・A種　※B種　・C種　・D種　[3.2.3] ［表3.2.1］
C種の場合（発生場所　　）
（運搬先　　）
（運搬　・発生原因者側　・本工事　　km ）

2 建設発生土の処理

※構外指示の場所　受入施設名　所在地　[3.2.5]
受け入れ場所（　　）（　　）
受け入れ場所での処置（・敷均し　※たい積 ）
搬出距離（　　）km
上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する
・構内指示の場所（・敷均し　・たい積 ）

特記事項

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
古川	沖田	福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－01
図名	建築改修工事特記仕様書（その１）	SCALE NO.SCALE	一級建築士 建設大臣登録第８４４５８号 古川 稔	

4 防水改修工事

1 共通事項

施工標識　※監督職員と表示内容を協議し、指示の位置に標識を取り付ける
改修用ドレン（POAS、POAS1、POD、POD1、POS、POS1、POXの場合）
　取付方法等は、ルーフィング類製造所の仕様による

2 降雨等に対する養生方法(とい共)

※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による　・（　　）　[3.1.3]

3 既存防水の処理

既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない　[3.2.3、4、6]
既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　）　・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・行う（・M4AS・M4AS1・M4C・M4D1・L4X）　・行わない

4 既存下地の処理

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※図示　・　[3.2.6]
POS工法及びPOS1工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理
　※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・補修

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ廻り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
　・図示　※監督職員と協議する

5 アスファルト防水

屋根保護防水　[3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上	※乾式　保護材 ・コンクリート押え ・れんが 押え (JIS R1250)
・P1B	・B-1 ※B-2 ・B-3				
・P2AI	・AI-1 ※AI-2 ・AI-3		(材質) ※JIS A 9512に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) (厚さ)※25mm　・50mm	※フラットヤーンクロス 70g/m²程度 ・	
・P1BI ・T1B1	・BI-1 ※BI-2 ・BI-3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
用途による区分
材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による

平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属複合板　：金属板と樹脂を積層一体化したもの
（品質・性能・試験方法）
　建築材料等品質性能表による

屋根露出防水
高日射反射率防水の適用 G　・有　※無
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日反射射率防水の適用 G	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	
・M3D ・POD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		改修標準仕様書 3.3.2(9) (種類) ・ (厚さ) ・25mm	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
設置数量
　※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
　・脱気装置　・　個
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
　※図示　・

屋内防水

工法	種別	施工箇所	保護層
・P1E ・P2E	・E-1 ※E-2		・設ける ・設けない

・E－1の工程3を行う部位(・　※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位)
押え金物の材質、形状及びｔ寸法　※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
屋根排水溝　※図示　・

4 防水改修工事(続き)

6 改質アスファルトシート防水

高日射反射率防水の適用 G　・有　※無　[3.4.2、3]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上材料 種類	仕上材料 使用量	高日反射射率防水の適用 G	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・POAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		改修標準仕様書 3.3.2(9) (種類) ・ (厚さ) ・25mm　・	・アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
　用途による区分　・
　材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
　※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
　用途による区分　・
　材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
　※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
　用途による区分　・
　材料構成による区分　※R種　厚さ　・　mm以上
　※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
　種類　※改質アスファルトシート類の製造所の指定　・
　・脱気装置　・　個　※改質アスファルトシート類の製造所の指定
屋根露出防水絶縁断熱工法の防湿シート　（・設置する　・設置しない）
押え金物の材質、形状及びｔ寸法
　※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度

7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4、表3.5.1～3]
高日射発射率防水の適用 G　・有　※無
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上材料 種類	仕上材料 使用量	高日反射射率防水の適用 G	備考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2			・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2		・改修標準仕様書 3.5.2(3)(ｴ)(b) による (種類) ・ (厚さ) ※25mm　・50mm	・ルーフィングシートの製造所の仕様による	※ルーフィングシートの製造所の仕様による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-M1 ・SI-M2		・改修標準仕様書 3.5.2(3)(ｴ)(a) による (種類) ・ (厚さ) ※25mm　・50mm				

・S-M2またはSI-M2の立上り部の工法
　・接着工法　（立上り面のシート厚さ　・1.5mm　・　）
　・機械式固定工法
・SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルム　（・設置する　・設置しない　）
・S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　・非歩行用　・軽歩行用

4 防水改修工事(続き)

屋内防水

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	床塗り工法	下地モルタル塗り	立上り部の保護 モルタル塗り厚さ
・S－C1	・	・	※改修標準仕様書 6.15.6(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※改修標準仕様書 6.15.6(c)(1)に準ずる ・	※7mm以下 ・

床塗り場合の床の目地及び種類
　目地割り　（・　・2m程度　最大目地間隔3m程度）
　目地の種類（・　※押し目地）
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
　・種類　・　厚さ　・　mm以上
　※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
絶縁シートの材質　※発砲ポリエチレンシート　・
固定金具の材質、形状及びｔ法
　※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの片面若しくは両面に樹脂を積層加工した鋼板
　・
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
　種類　・　※ルーフィングシート製造所の仕様
　設置個数　・　個　※ルーフィングシート製造所の仕様
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
　・行う（・図示　・　）　・行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り(種別　S-F1、SI-F1の場合)
　・行う（・図示　・　）　・行わない
機械式固定工法の場合の一般部のルーフフィングシートの張付け
1章　適用区分による風圧力（・1.0　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

8 塗膜防水

[3.6.2、3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・POX	※X-1 ・X-2 ・		・主材料の製造所の仕様による	・主材料の製造所の仕様による	
・L4X	・X-1 ※X-2 ・		・主材料の製造所の仕様による	・主材料の製造所の仕様による	

ウレタンゴム系塗膜防水X-1(絶縁工法)の脱気装置の種類及び設置数量
　種類・　※主材料製作所の仕様による
　設置個数・　個　※主材料製作所の仕様による

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・	・設ける ・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様による ・	・設ける ・設けない

9 シーリング

シーリング改修工法の種類　[3.1.4] [3.7.2～3.7.8]
　・シーリング充填工法
　・シーリング再充填工法
　・拡幅シーリング再充填工法
　・ブリッジ工法
　　ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
　　エッジング材張り　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
　下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

シーリング材の目地寸法
・図示
シーリング材の接着性試験　[3.7.8]
　※簡易接着性試験　・引張接着性試験

10 とい

[3.8.2、3]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・硬質ポリ塩化ビニル管			
	・配管用鋼管			
	・ステンレス鋼管			SUS304、厚2
	・硬質ポリ塩化ビニル管（カラー）			
横どい	・			

ルーフドレン

種別		呼び	施工箇所	材種
・ろく屋根用（・縦型　・横型）	・ねじ込み式 ・	・80・100・125 ・150・		
・バルコニー用	・ねじ込み式	・50・80・100		
	・差し込み式	・50・75・100		
・バルコニー中継用	・ねじ込み式	・50・80・100		
	・差し込み式	・50・75・100		

とい受金物
　材種　・鋼製(亜鉛めっき)　※ステンレス製
　形状　・　※市販品(とい径100以下)
　　※25×4.5以上(とい径100を超えるもの)
足金物
　材種　・鋼製(亜鉛めっき)　※ステンレス製
　形状　・　※市販品
ロックウール保温筒及びビーズ法ポリエチレンフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※図示　・
たてどい金物の取付け　・　※図示
ルーフドレンの取付け
　※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する
　・

4 防水改修工事(続き)

11 アルミニウム製笠木

[3.9.2、3]

種類		本体幅(mm)	板厚(mm)	表面処理	着色
・オーブン形式	・押出250形 ・押出300形 ・押出350形 ・			・BA-1 ・BA-2 ・BB-1 ・BB-2	・標準色 (　　) ・特注色 (　　)
	・板材折曲げ形	・	・ ※2.0以上		
・シール形式	・板材折曲げ形	・	・ ※2.0以上		

既存笠木等の撤去　・行う　(範囲　・図示　・　　)
　・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
棟上避雷導体システム　・無　・有
笠木の固定金具の構法等
1章　適用区分による風圧力（・1.0　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

12 保証書及び期間

防水工事の施工について、10年保証を提出すること。なお、保証書は元請業者と施工業者の連帯とする。(シーリングを除く)

5 外壁改修工事

1 ポリマーセメントモルタル

(性能)　建築材料等品質性能表による　[4.2.2]

2 ポリマーセメントスラリー

[4.2.2]

広がり速度(cm/s)	長さ変化率(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm²)	曲げ性能(材齢28日)(N/mm²)	吸水性(72時間)(%)	耐久性(劣化曲げ強さ)(N/mm²)
3以上	3以下	0.50以上	5.0以上	15以上	5.0以上

保水係数　0.35～0.55　粘調係数　0.50～1.00

3 既製調合モルタル

[4.2.2]
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

4 施工数量調査票

調査項目　※外壁改修　・防水改修　・内壁改修　・(　　)　[1.6.2]
調査範囲　※図示　・(　　)
調査方法　※打診及び目視による　・(　　)　[1.6.2]
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　・(　　)　[1.6.3]
調査内容　[1.6.3]
　外壁調査は工事に先立ち全外壁面のひび割れ、浮き、欠損部の位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。報告書は、結果を立面図等に記載し監督職員に提出する。（必要に応じ写真等を添付する。）
調査報告書の部数　※2部　・(　　)部

5-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　[4.1.4] [4.2.4～7]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	・ ※200～300	※130　・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100　・	※40　・
	0.3以上～0.5未満	・100～200　・	※70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250　・	※130　・

エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形
注入状況の確認方法　※コア抜取りを行う　・
　抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき1個
　抜取り部の補修方法　・図示　・エポキシ樹脂モルタル又は無収縮モルタル等で埋め戻す

・Uカットシール材充填工法
　材料　・シーリング材
　　充填材料　※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
　　シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない
　・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
　材料　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工事

・充填工法　[4.1.4] [4.2.2] [4.3.7]
　材料　・エポキシ樹脂モルタル
　　・ポリマーセメントモルタル

特記事項

一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
ARCHI-PLAN
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
TEL(099)259-0070　FAX(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
古川	沖田	福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－02
図名	建築改修工事特記仕様書（その２）	SCALE NO.SCALE	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川 稔	

5-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

1 既存モルタル塗りの撤去

・行う（・全面 ※図示の範囲 ） ・行わない

2 ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.2.2] [4.4.5、6]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	・ ※200～300	※130 ・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	※40 ・
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	※70 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250 ・	※130 ・

エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形
注入状況の確認方法 ※コア抜取りを行う ・
抜取り個数 ※長さ500mごと及びその端数につき1個 ・
抜取り部の補修方法 ・図示 ・エポキシ樹脂モルタル又は無収縮モルタル等で埋め戻す

・Uカットシール材充填工法
材料 ・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
材料 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工事

・充填工法 [4.1.4] [4.2.2] [4.3.10]
材料 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法
・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書8-2 コンクリート工事による）
・既調合材料
既製目地材 ・使用する（形状 ・図示 ・ ）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 ・

4 浮き部改修工法

[4.1.4] [4.2.2] [4.4.10～15]

工法の種類	アンカーピンの本数（本/㎡） 一般部	指定部	注入口の箇所数（箇所/㎡） 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・	—	—	※ 25 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 25 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	—	—	※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 50 ・
・充填工法	—	—	—	—	—
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピンの材質
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・
注入口付アンカーピンの材質
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
・
充填工法
材料 ※エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法
・現場調合材料 （セメントは改修特記仕様書8-2 コンクリート工事による）
・既調合材料 ・使用する（形状 ・図示 ・ ）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 ※図示 ・

5-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

1 共通事項

タイル張りの撤去
・外壁タイル張り全面 ・図示の範囲
撤去位置 ※下地モルタルまで ・強付けモルタルまで ・タイルのみ

2 ひび割れ部改修工法

改修箇所 ※既存タイル張り面 [4.1.4] [4.2.2] [4.5.5、6]
・既存タイル撤去面（・コンクリート面 ・モルタル面）
・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0以下	・ ※200～300	※130 ・ ・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	※40 ・
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	※70 ・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下	・150～250 ・	※130 ・

エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形
注入状況の確認方法 ※コア抜取りを行う ・
抜取り個数 ※長さ500mごと及びその端数につき1個 ・
抜取り部の補修方法
・エポキシ樹脂モルタル又は無収縮モルタル等で埋め戻す ・図示
・Uカットシール材充填工法
材料 ・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填 ※行う ・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

5-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

3 欠損部改修工法

[4.1.4] [4.2.2]

・タイル部分張替え工法
接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・タイル張替え工法
張り替え用材料 ・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・貼り付けモルタル （・現場調合材料 ・既成調合モルタル）
・
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準仕様書 表4.5.1による ・図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整剤塗りの接着力試験 ・行う ・行わない
セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒らし工法（改修標準仕様書4.3.10 (3)の（ウ）及び（エ））
・
タイル張りの工法
・外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り
・ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
シーリング 改修特記仕様書3章 防水改修工事による
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒らし工法（改修標準仕様書4.3.10 (3)の（ウ）及び（エ））
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・
シーリングその他事項は、改修特記仕様書第3章 防水改修工事による

4 浮き部改修工法

[4.1.4] [4.2.2] [4.4.9～15]

工法の種類	アンカーピンの本数（本/m2） 一般部	指定部	注入口の箇所数（箇所/m2） 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・	—	—	※ 25 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 25 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※ 50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	—	—	※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 50 ・
・充填工法	—	—	—	—	—
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピンの材質
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ・
・
注入口付アンカーピンの材質
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
・
・タイル部分張替え工法
接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・
・タイル張替え工法
張り替え用材料 ・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・貼り付けモルタル （・現場調合材料 ・既製調合モルタル）
・
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準仕様書表4.4.2による ・図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整剤塗りの接着力試験 ・行う ・行わない
セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒らし工法（改修標準仕様書4.3.10 (3)の（ウ）及び（エ））
・
タイル張りの工法
・外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り
・ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
シーリング 改修特記仕様書3章 防水改修工事による
・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒らし工法（改修標準仕様書4.3.10 (3)の（ウ）及び（エ））
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・
シーリングその他事項は、改修特記仕様書第3章 防水改修工事による

5 目地改修工法

[4.1.4][4.5.16]

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法 ・図示 ・
シーリング 改修標準仕様書3章 防水改修工事による

6 タイルの形状、寸法等

タイルの形状、寸法等 [4.2.2]

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施釉	無釉	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用 G	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・					
		・	・	・	・	・	・	・	・	・					
		・	・	・	・	・	・	・	・	・					
		・	・	・	・	・	・	・	・	・					

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない

5-4 外壁改修工事 現場試験

1 浮き部改修工法におけるエポキシ樹脂注入後の接着強度の試験

※行う ・行わない [4.4.9] [4.4.10] [4.4.12、13]

1．試験方法
① 試験箇所は、監督職員の指示により１棟につき１箇所以上かつ合計で３箇所以上選び出し引張試験を行う。
② 注入後７日間以上たってから、モルタル約40mm角又は内径48mm に躯体（コンクリート）に達するまでコンクリートカッター又はコアカッターで切断し、その面に引張治具（アタッチメント）を接着し、国土交通省建築研究方式簡易引張り試験機又は日本建築仕上学会試験機により引張試験を行う。

2．確認事項
引張強度試験終了後、次のいずれかであることを確認する。又、試験終了後、試験体の切断が躯体に達するまで行われていたかを測って確認する。なお、異常が認められた場合は監督職員へ報告し、その指示を受ける。
a コンクリート破壊
b モルタル破壊
c 引張り強度
①アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法の場合
②注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法の場合
1.2N/mm2 {12.2kgf/cm2}以上
③アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法のエポキシ樹脂注入の箇所
④注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法のエポキシ樹脂注入の箇所
0.6N/mm2 {6.1kgf/cm2}以上
⑤アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法のピン併用エポキシ樹脂注入の箇所
1.2N/mm2 {12.2kgf/cm2}以上

2 浮き部改修工法におけるポリマーセメントスラリー注入後の接着強度の試験

※行う ・行わない

1．試験方法
① 注入箇所を養生完了後、打診ハンマーを用いて打診する。
② 上記診断状況により、４－４章１項による国土交通省建築研究方式簡易引張試験機又は日本建築仕上学会試験機により接着力試験を行う。試験箇所は、監督職員の指示により、１棟につき１箇所以上選びだす。
（１箇所につき３点の試験を行い、その平均値を接着強度とする。）

2．確認事項
① 注入が良好な状態で行われているかを確認する。
② 接着強度は1.0N/mm2 {10.2kgf/cm2}以上とする。

5-5 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

[4.6.3]

工 法	処理範囲	下地の補修	加圧力
・サンダー工法	※既存仕上面全体 ・図示	・行う	
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体 ・（ ） ・図示	・行う	・30～100Mpa程度 ・100～250Mpa程度
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体 ・（ ）・図示	・行う	
・水洗いい工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・図示	・行う	・10～30Mpa程度 ・

2 下地調整材

※下地調整塗材（・C-1 ・C-2 ・CM-2) [4.5.2]
・ポリマーセメントモルタル

5-5 外壁改修工事（塗り仕上げ外壁（続き））

3 仕上げ塗材仕上げ

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [4.1.5] [4.5.2] [表4.5.1]
※規制対象外 ・
新規仕上塗材の種類

・薄付け仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工 法	吸放湿性	防火材料
・外装薄塗材Ｓｉ ・可とう形外装薄塗材Ｓｉ ・外装薄塗材Ｅ ・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状 ・砂壁状	・吹付け ・ローラー ・さざ波状 ・こて	・適用する	・
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	・適用する	
・外装薄塗材Ｓ	・砂壁状	・吹付け	・適用する	・

・厚付け仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工 法	吸放湿性	防火材料
・外装厚塗材Ｃ ・外装厚塗材Ｓｉ ・外装厚塗材Ｅ	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて	・適用する	・

・複層仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工 法	上塗材の種類	対候性	防火材料
・複層塗材ＣＥ ・可とう形複層塗材ＣＥ ・複層塗材Ｓｉ ・複層塗材Ｅ ・複層塗材ＲＥ ・防水形複層塗材ＣＥ ・防水形複層塗材Ｅ ・防水形複層塗材ＲＥ	・凸部処理 ・凹凸状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローラー	・溶媒 ※水系 ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ・つやあり	・耐候性 ※対候系３種	・

・可とう形改修用仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工 法	上塗材の種類	対候性	防火材料
・可とう形改修塗材Ｅ ・可とう形改修塗材ＲＥ ・可とう形改修塗材ＣＥ	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状	・吹付け ・ローラー	・溶媒 ※水系 ・ 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ・つやあり	・耐候性 ※対候系３種	・

4 マスチック塗材塗り

種別 ・Ａ種 ・Ｂ種 （仕上材塗りEP-G ※B種 ・A種） [4.1.5] [4.6.2]

5 外壁改修数量表

工 法	単位	寸法等	既存仕上げ	棟 名	
樹脂注入工法	m	0.2mm以上 1.0mm以下	コンクリート モルタル タイル		
充填工法（エポキシ樹脂モルタル）	箇所	・100×100×30 ・100×200×30	コンクリート モルタル タイル		
アンカーピンニング部分 部分エポキシ樹脂注入工法	㎡		コンクリート モルタル タイル		
タイル張替え	㎡		コンクリート モルタル タイル		

6 外壁用塗膜防水材塗り

外壁用塗膜防水材塗り [4.1.5] [4.7.2、3] [表4.7.1]

仕上げ形状	工 法
・凹凸状 ・凸部処理	・吹付け ・
・ゆず肌 ・さざ波	・ローラー ・

外壁用仕上塗材の対候性 ※JIS A 6909の耐候性1種相当
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修標準仕様書4章外壁改修工事(コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修)による

モルタル面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修標準仕様書4章外壁改修工事(モルタル塗り仕上げ外壁改修)による

既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修標準仕様書4章外壁改修工事(塗り仕上げ外壁等改修)による

特記事項

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
TEL(099)259-0070 FAX(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
古川	沖田	福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－03
図名	建築改修工事特記仕様書（その３）	SCALE NO.CALE	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川 稔	

⑥ 建具改修工事

1 改修工事 [5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	・建具表による ・
・樹脂製建具		—	・	・建具表による ・
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による ・
	・内部	・	・	・建具表による ・
・鋼製軽量建具		・	・	・建具表による ・
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による ・
・木製建具		・	・	・建具表による ・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・
建具廻りシーリング　改修標準仕様書３章防水改修工事による

2 防火戸 [5.1.4]
・適用する　適用箇所（・建具表による　・　　）
・適用しない
ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
・連動させる　適用箇所（・建具による　・　　）
・連動させない

3 防犯建物部品 [5.1.7]
・適用する（　　）　適用箇所（・建具表による　・　　）
※適用しない

4 アルミニウム製建具 [5.2.2～5]［表5.2.1、2］
性能等級
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：　・建具表による　・　　）
※Ｂ種（建具符号：　・建具表による　・　　）
・Ｃ種（建具符号：　・建具表による　・　　）
防音ドア、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　・　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　・断熱材の等級（・建具表による　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
耐震ドア　・面内変形追随性の等級（・建具表による）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面処理の種別
外部に面する建具　※BB-1種　・BB-2種　・
皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5.2.2による　・　　）
屋内の建具　※BC-1種　・BC-2種　・
皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5.2.2による　・　　）
結露水の処理工法　処理方式　・水貯め式　・排水式
設置箇所　・建具表による　・図示
水切り板、ぜん板　※建具表による　・図示

5 網戸等 [5.2.3]
網戸等

種　類	材　種	線　径	網　目
・防虫網	・合成樹脂製 ※ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

6 樹脂製建具 [5.2.2] [5.3.2～5]［表5.3.1］
性能等級
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：　・建具表による　・　　）
・Ｂ種（建具符号：　・建具表による　・　　）
・Ｃ種（建具符号：　・建具表による　・　　）
防音ドア、防音サッシ　・遮音性の等級（・Ｔ－１　・Ｔ－２　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　・断熱材の等級（・Ｈ－４・Ｈ－５・Ｈ－６・　　）
（建具符号：建具表による　・　　）
枠の見込み寸法　・建具表による　・
表面色　※標準色　・特注色
水切り板、ぜん板　※図示　・
ガラス　※複層ガラス　・

⑦ 鋼製建具 [5.2.2] [5.4.2～5]［表5.4.2］
性能等級
簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号：　・建具表による　・　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　・S-4（建具符号：　・建具表による　・　　）
・S-5（建具符号：　・建具表による　・　　）
・S-6（建具符号：　・建具表による　・　　）
・
JIS A 4102(ドアセット)、JIS A 4706(サッシ)による
防音ドア、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　・断熱材の等級（・Ｈ－４　・Ｈ－５・Ｈ－６　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
耐震性能　・建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による　・
鋼板（JIS G 4305)に基づく）

材　料	めっき付着量	厚　さ
※JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）	※Z12又はF12　・	※改修標準仕様書5.4.4による ・
・ステンレス鋼板　・SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1	※Z12又はF12　・	

8 鋼製軽量建具 [5.2.2] [5.5.2～4]
性能等級
簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号　・建具表による　・　）
・適用しない
防音ドア、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　・断熱材の等級（・建具表による　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
耐震性能　・建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による　・
鋼板　※亜鉛めっき鋼板　・ビニル被膜鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板
鋼板の厚さ　・改修標準仕様書5.5.1による　・
召合せ、縦小口包み板の材質　※ステンレス鋼板　・鋼板　・アルミニウム合金押出形材

⑥ 建具改修工事（続き）

9 ステンレス製建具
性能等級 [5.2.2] [5.4.2] [5.6.2～5]
簡易気密型ドアセット　・適用する（建具符号　・建具表による　・　）
・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　・S-4（建具符号：　・建具表による　・　　）
・S-5（建具符号：　・建具表による　・　　）
・S-6（建具符号：　・建具表による　・　　）
・
防音ドア、防音サッシ　・遮音性の等級（・建具表による　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
断熱ドア、断熱サッシ G　・断熱材の等級（・建具表による　・　　）
（建具符号：　・建具表による　・　　）
耐震性能　・建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による　・
鋼板（屋外）　※SUS304　・SUS430J1L・SUS443J1　・
鋼板（屋内）　※SUS430　・SUS430J1L・SUS443J1・SUS304　・
表面仕上げ　※HL仕上げ　・鏡面仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

10 木製建具
建具材の加工、組立時の含水率　※Ａ種　・ [5.7.2～4]
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備　考
※普通合板 G	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ラワン程度　・　　） 不透明塗料塗り （※しな程度　・　　） 板面の品質（　　） 接着の程度（・1類　・2類 ）	
・天然木　化粧合板 G	樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類 ）	
・特殊加工　化粧合板 G	化粧加工の方法 （・オーバーレイ　・プリント　・塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（・1類　・2類 ）	

表面板の厚さ　※標準仕様書　表16.7.6による　・
・かまち戸
かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による　・
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り　・鳥の子　※新鳥の子又はビニル紙程度　押入等の裏側は雲花紙程度
緑仕上　・塗り縁　※生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　※19.5mm　・建具表による　・
・戸ぶすま
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・
・紙張り障子
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・
枠、くつずりの材料　・建具表による　・

11 建具用金物
・マスターキー　※製作する（・新規　・既存にあわせる） [5.8.2～4]［表5.8.1］
※シリンダー箱錠
※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅
産金　※丸産　・長産
・握り玉　材質　※ステンレス
・本締り錠（性能）　・建築材料等品質性能表による
・空錠
※レバーハンドル　材質　※アルミニウム合金　・ステンレス　・黄銅
産金　※丸産　・長産
・握り玉　材質　※ステンレス
・グレモン錠
レバーハンドルの材質　※亜鉛合金　・ステンレス
製造所　※図示
・ピボットヒンジ
カバー部の材質　※ステンレス　・亜鉛合金
・フロアヒンジ
・Grade1　※Grade2
カバー部の材質　※ステンレス
・ヒンジクローザー（丁番型）
材質　・鋼（焼付け塗装）
・ヒンジクローザー（ピボット型）
材質　・鋼（焼付け塗装）
・ドアクローザー
・Grade1　※Grade2
材質　※アルミニウム合金
・押棒、押板
材質　・ステンレス　・黄銅　・合成樹脂
・アームストッパー
材質　・鋼（クロームめっき）　※ステンレス
・クレセント
材質　※建具製造所の仕様による
・排煙オペレーター（※埋込　・露出）
金物の種類及び見え掛り部の材質等
※改修標準仕様書　表5.8.1により適用は建具表による
金属建具用丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書　表5.8.2による
樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書　表5.8.3による

⑥ 建具改修工事（続き）

12 自動ドア開閉装置 [5.9.2、3]

性　能	防　錆	センサーの種類	凍結防止
※改修標準仕様書 表5.9.1による	・適用する ・適用しない	※光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ ・車椅子使用者用 便房スイッチ	・行う （適用箇所は建具表による） ※行わない

駆動力　※電気式または電動油圧式　・（　　）
電源　※ＡＣ100Ｖ（過電流保護装置付）　・（　　）
補助センサー　※安全光線スイッチ１組　・（　　）
各開閉装置毎に補助センサーを設ける

⑬ 自閉式上吊り引戸装置
性能　※改修標準仕様書　表5.10.1による [5.10.3]

14 重量シャッター [5.11.2、3]

シャッターの種類	耐風圧強度	備　考
・管理用シャッター	耐風圧強度（　　）Pa	※障害物感知装置（自動閉鎖型）
・外壁用防水シャッター	耐風圧強度（　　）Pa	
・屋内用防火シャッター		※危害防止機構
・屋内用防煙シャッター		

開閉方式による種類　※電動式（手動併用）　・上部手動式
屋内用防火シャッター若しくは防炎シャッターの危害防止機構
※改修標準仕様書5.11.2(4)(エ)(a)かつ(C)
・改修標準仕様書5.11.2(4)(エ)(b)かつ(C)
リモコンの有無　※無　・有（リモコン個数　　個）
電動式の場合の電源　※三相200Ｖ　0.75kw以下（過電流保護装置付）
管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板カバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
・ステンレス鋼板　SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・

15 軽量シャッター
開閉方式による種類　※手動式　・電動式（手動併用） [5.12.2～4]
シャッターケース　※設ける　・設けない
耐風圧強度（　　）Pa
スラットの材質　・
スラットの形状　※インターロッキング形　・オーバーラッピング形
ガイドレール・座板の材質　※ステンレス（SUS304）・溶融亜鉛めっき鋼板
電動式の場合の危害防止機構　※有（障害物感知装置自動閉鎖型）
電動式の場合の電源　※単相100Ｖ(過電流保護装置付)　・（　　）

16 オーバーヘッドドア [5.13.2、3]

セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	・ステンレス鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板

障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置個所　・図示

⑰ ガラス [3.7] [5.14.2～4]
・フロート板ガラスの品質及び厚さの呼びによる種類　※建具表による
・型板ガラスの厚さによる種類　※建具表による
・網入り板ガラス及び線入り板ガラス網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類　※建具表による
・合せガラス
材料の板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びにガラスの合計厚さによる種類
※建具表による
形状による種類
・平面合せガラス　・局面合せガラス
落球衝撃によるはく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類
・１類　・Ⅱ－１類　・Ⅱ－２類　・Ⅲ類
・強化ガラス
形状による種類及び材料板ガラス種類による名称　※建具表による
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類　・１類　・Ⅱ類
・熱線吸収板ガラス
板ガラスの種類、厚さによる種類　※建具表による　・
性能による種類　・１類　・２類
・複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
※建具表による　・
断熱性による区分
・T1　・T2　・T3　・T4　・T5　・T6
日射取得性、日射遮断性による区分
・G　・S
乾燥気体の種類
・空気　・アルゴン　・
・熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類、厚さによる種類　※建具表による　・
日射遮断性による区分
・１種　・２種　・３種
耐久性による区分（日射熱遮断性による区分が２種の場合）
・A種　・B種
映像調整
・行わない　・行う
・倍強度ガラス
材料板ガラスの種類、厚さによる種類　※建具表による　・

⑥ 建具改修工事（続き）

⑰ ガラス（続き）
ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※シーリング材（SR-1） ガスケット ・グレイジングチャンネル形 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示 ・
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材（SR-1） ・	※建具の製造所の仕様による ・図示　・
ステンレス製	※シーリング材（SR-1） ・	※建具の製造所の仕様による ・図示　・

18 鍵箱
形式　・30本入（　）個　・60本入（　）個　・120本入（　）個　・　本入（　）個
鋼製市販品とし、監督職員の承諾による

⑦ 内装改修工事

1 改修範囲 [6.1.3]
既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁面より両側100mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま　・図示

② 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]
ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（・図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去方法　・目荒し工法
既存コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による

3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.4.8によるモルタル塗り
（塗り厚25mmを超える場合の処置　・行う　・行わない）
・図示

4 製材 G [6.5.2]
・JAS1083-5に基づく下地用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※2級・	※A種・B種・		・

・JAS1083-2に基づく造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面			・上小節 ・	※A種・B種・		・
見え掛り面以外			※小節以上 ・	※A種・B種・		・

・JAS1083-6に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
			※1等　・	※10%以下 ・A種・B種・		・

・JAS1083以外の製材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			（　　） 造作材の場合 （・A種　・B種）	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種・B種・ ・	・

・代用樹種を使用できない箇所（　　）

5 造作用集成材 G
ホルムアルデヒド放散量　※規制対象外　・ [6.5.2]
・「集成材の日本農林規格」に基づく造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面積	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※1等　・2等	・
					※1等　・2等	・

・「集成材の日本農林規格」に基づく化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面積	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				・1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				・15%以下 ・	・
				・15%以下 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				・15%以下 ・	・

特記事項

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096
DIRECTOR 古川　CHIEF 沖田　DRAWER 福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－04
図名	建築改修工事特記仕様書（その４）	SCALE NO.SCALE	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川 稔	

⑦ 内装改修工事

6 造作用単板積層材 G

・JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法 (mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
				・適用する ・適用しない	・
				・適用する ・適用しない	・

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
			・14%以下 ・	・適用する ・適用しない	・
			・14%以下 ・	・適用する ・適用しない	・

・JAS 3079に基づく直交集成板（CLT）

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法 (mm)	間伐材等の適用
							・

7 合板等 G

・「合板の日本農林規格」による普通合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	・5.5 ・	・ラワン ・しな ・	・1類 ・2類	広葉樹 ・2等以上 ・1等 針葉樹 ・C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による構造用合板 G

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ (mm)	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	・2級以上 ・1級		・1類 ・特類	・C-D以上 ・	・12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・1類 ・2類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・1類 ・2類	・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	表面性能	化粧板加工の方法	防虫処理
		・1類 ・2類			・適用する ・適用しない

・パーティクルボード G JAS A 5908

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	・15 ・		・13ﾀｲﾌﾟ ・	・P又はM ・	

・JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法（mm）

・ＭＤＦ G

施工箇所	厚さ (mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

⑨ 接着剤

・接着剤 [6.5.3、4][6.8.2][6.9.3][6.11.4,5]
接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添付されていないものとする
ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別

⑦ 内装改修工事（続き）

10 防腐・防蟻処理

[6.5.5]
・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位：（ ）
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・Ｋ２ ・Ｋ３ ・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ・	JIS K517に適合又は同等品
	※薬剤の製造所の仕様による ・	JIS K517に適合又は同等品
	※薬剤の製造所の仕様による ・	JIS K517に適合又は同等品

・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐、防蟻処理 適用部位（ ）
・合板等の加圧注入処理等の適用 適用部位（ ）

⑪ 軽量鉄骨天井下地

[6.6.2～4]
野縁等の種類 屋外（※25形 ・19形） 屋内（※19形 ・25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受・吊りボルト及びインサートの間隔 ・900程度 ・（ ）
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・
野縁の間隔 ・300程度 ・（ ）
既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験
・行う 試験個所数（・ 箇所 ※屋内の場合、当該階において３箇所）
確認強度 （ ・ N ※屋内の場合、当該階において３箇所）
※吊りボルトの受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の
単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ※図示 ・
・天井のふところが1.5m以上の場合
補強方法 ※図示 ・
・屋内外への耐震補強
・行う ・行わない
補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・
・耐風圧性を考慮した補強
・行う（1．各章共通事項 3．品質計画による） ・行わない
補強箇所 ※図示 ・
補強方法 ※図示 ・

⑫ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 [6.7.3][表6.7.1]
※改修標準仕様書6.7.3によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・図示
スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示 ・

⑬ ビニル床シート G

[6.8.2,3]

種類	種類の記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ(mm)	備考
・発泡層のないもの	※FS(複層ビニル床シート) ・		・無地 ・マーブル柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	・2.0 ・2.5	
・発泡層のあるもの	・		・無地 ・柄物	・防滑性 ・耐薬品性		

工法 ※熱溶接工法 ・突付け（施工箇所： ）

14 ビニル床タイル G

[6.8.2、3]

種 類	色 柄	寸 法	厚さ(mm)	備考
・TT（単層ビニル床タイル（接着型）） ・FT（複層ビエル床タイル（接着型）） ・KT（コンポジションビニル床タイル） ・FOA（置敷きビニル床タイル（置敷き型）） ・FOB（置敷きビニル床タイル（置敷き型））	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500 ・	・2.0 ・2.5 ・3.0 ・	

15 特殊機能床材

[6.8.2]

種 類	厚さ(mm)	寸 法	性 能	備 考
・帯電防止床シート （ ）	・		・	
・帯電防止床タイル （ ）	・	・	・	
・耐動荷重性床シート （ ）	・			
・防滑性床シート （ ）	・			
・防滑性床シート （ ）	・	・		

⑯ ビニル幅木

[6.8.2]
材質 ※軟質 ・硬質
高さ(mm) ※60 ・75 ・100
厚さ(mm) ※1.5以上 ・

17 カーペット敷き G

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		・500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		・500×500 ・	※6.5 ・	帯電防止及び防汚加工品
・カット・ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		・500×500 ・	※6.5 ・	

色柄 ※無地 ・柄物
タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き ・模様流し ・
階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・
見切り、押え金物
材質（ ） 種類（ ）
形状等 ・図示 ・

⑦ 内装改修工事（続き）

18 合成樹脂塗床

[6.10.2～3]

種 別	施工箇所	工 法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
※厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		※薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			・平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

19 フローリング張り G

[6.11.2～6][表6.11.1～5]

単層フローリング G

種 類	工法	樹種	厚さ (mm)	大きさ	仕上塗装	間伐材の適用
・フローリングボード 1等	・釘留め工法 （根太張り）	・なら ・	15	板幅75 板長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・あり ・なし
	・釘留め工法 （直張り）	・なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ500以上		・あり ・なし
	・接着工法	・なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ500以上		・あり ・なし
・フローリングブロック 1等	・接着工法	・なら ・	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・あり ・なし
・		・	・	・	・	

天然木化粧複合フローリング G

種 類	工 法	樹種	厚さ/大きさ (mm)	種別	塗装仕上げ	間伐材の適用
・天然木化粧複合フローリング	・釘留め工法 （根太張り） ・釘留め工法 （直張り）	・なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・塗装品 ・無塗装品	・
	・接着工法	・なら ・	板厚 ・8以上 ・ 板幅 ・75以上 板長さ 400以上			・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外
接着工法の場合の裏面緩衝材 ※合成樹脂発泡シート ・
現場塗装仕上げ ・図示（施工箇所 ）

20 畳敷き

種別 ・A種 ・B種 ※C種 ・D種（畳床：KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ・KT－Ⅲ ・KT-K ・KT-N） [6.12.2]
下地の種類 ※ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G）
・標準仕様書 表12.6.1による床組 ・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、
発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

㉑ せっこうボード、その他のボード及び合板張り

[6.13.2、3]

種 類	JIS記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板 G	HW	・15 ・20 ※25 ・
・普通木毛セメント板 G	NW	・15 ・20 ※25 ・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	・突付け ・目透し タイプ２（無石綿） ※6 ・8
・ロックウール化粧吸音板	DR	※突付け ・ ・フラットタイプ（・9(不燃) ※12(不燃) ・ ） ・凹凸タイプ （・12(不燃) ・15(不燃) ・19(不燃) ・ ） ※300×600 ・455×910
・せっこうボード	GB-R	※突付け（ベベルエッジ） ・継目処理（ベベルエッジ） ※12.5（不燃） ・15（不燃） ※910×2730 ・910×1820
・グラスウール吸音ボード32K	GW-B	※ 25（厚手ガラスクロス包） ※ 留め付け材 樹脂製プラグ@300程度
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	※突付け ※9.5（不燃） ・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様） ※450×910 ・910×910
・シージングせっこうボード	GB-S	・12.5（不燃）
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5（不燃） ・15（不燃）
・化粧せっこうボード（木目）	GB-D (W)	※目透し ・12.5（不燃）幅440mm程度 ※9.5 模様（・柾目 ・板目） 専用下地材有り
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による （※1.2 ・ ）
・普通合板 G		裏面の樹種名 ・ 板面の品質 ・ 厚さ ・図示 ・ 接着の程度 ・1種 ・2種 防虫処理 ・行う ・行わない
・天然木化粧合板 G		化粧板の樹種名 ・ 厚さ ・図示 ・ 接着の程度 ・1種 ・2種 防虫処理 ・行う ・行わない

せっこうボード等の下地及びせっこうボードの目地工法は図示による
遮音シール材 ※アクリル系またはウレタン系シーリング材
・ジョイコンパウンド（JIS A 6914）
合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
合板類の張付け ・B種 ・A種

⑦ 内装改修工事（続き）

22 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量 ※規則対象外 ・ [6.14.2、3]

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	商品名(程度)
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整 ※Ｂ種 ・Ａ種
コンクリート・ＡＬＣパネル面の下地調整 ※Ｂ種 ・Ａ種
せっこうボード面の下地調整 ※Ｂ種 ・Ａ種

23 モルタル塗り

[6.15.3、6]
吸水調整材は、改修標準仕様書表4.3.2による
既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ） 形状（※図示 ・ ）
・設けない
床の目地 ・設ける（工法※押し目地 ・ ）
（目地割り ※2㎡程度 ・ ）
（最大目地間隔 ※3m程度 ・ ）
・設けない

24 タイル張り

[6.16.2～4]
伸縮調整目地の位置 床タイル （※縦、横とも4m以内ごと ・図示 ・ ）
床タイル以外 （・図示 ・ ）
伸縮目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書第3章による
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材料の適用 G	耐凍害性		耐滑り性	備考
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注		有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ※行わない
見本焼き ・行う ※行わない
既製調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和材等を
予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能・試験方法） 建築材料等品質性能表による

※有機系接着剤による陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材料の適用 G	耐凍害性		耐滑り性	備考
		Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注		有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ※行わない
見本焼き ・行う ※行わない
内装壁タイル接着材張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆ ・

25 セルフレベリング材塗り

種類及び品質 ・せっこう系 ・セメント系 [6.17.2、3]
標準塗厚(mm) ・

26 フリーアクセスフロア

[20.2.2]

施工箇所	寸法 (mm)	高さ (mm)	所定荷重 (N)	表面仕上げ材	備 考
	※450角以上 ・600角以下 ・	※100 ・120	※3000 ・5000	・帯電防止床タイル ※タイルカーペット ・	

適用地震時水平力 1階及び地階 ※0.6G以上
中間階（ ～ 階） ※0.6G以上 ・1.0G以上
最上階（ 階） ※1.0G 以上
帯電防止床タイル ・置敷タイプ ・パネル一体タイプ
（パネル一体タイプ以外の仕上げ材は別途内装工事とする）
寸法精度
※標準仕様書20．2.2(2) (ｵ) (a)～(c)による
厚さ ±0.5mm
平坦度 パネル周辺部 1.0mm以下
図心と各頂点を結ぶ線上部 2.0mm以下
表面仕上材の品質、性能は、標準仕様書19章による

27 可動間仕切

[20.2.3]

構造形式による種類	構造基材の種類		パネル表面材仕上げ	遮音性 (dB/500Hz)	防火性能
	スタッド	パネル			
・スタッド式(内蔵) ・スタッド式(露出) ・パネル式 ・スタッドパネル式			※メラミン樹脂焼付 又は樹脂焼付アクリル ・壁紙張り	・36未満 ・36以上	・不燃

パネル内に取付ける建具 ・あり（※図示 ・ ） ・なし
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による
パネル材料のホルムアルテヒド放散量 ※規制対象外
ガラス留め材 ・ガスケット ・シーリング

特記事項

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所（株）アーキ・プラン
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070 ＦＡＸ(099)259-0096
DIRECTOR 古川 CHIEF 沖田 DRAWER 福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. Ａ－０５
図名	建築改修工事特記仕様書（その５）	SCALE NO.SCALE	一級建築士 建設大臣登録第８４４５８号 古川 稔	

⑦ 内装改修工事（続き）

28 移動間仕切

[20.2.4]

構造形式	操作方法	パネル圧縮装置の操作方法	総厚さ（mm）	パネル表面材 材質	パネル表面材 パネル表面仕上げ	遮音性（dB/500Hz）
・平行方向　移動式 ・二方向　移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・	※60程度 ・100程度	・鋼板 ・	※焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は標準仕様書19章による。
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。

ハンガーレールの取付け下地の補強
　※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
　・図示
移動間仕切の壁面当たり枠　　※適用する（製造所の仕様による）　　・
ランナー
　パネル重量の5倍の荷重をパネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が
　使用上支障のないものとする

㉙ トイレブース

[20.2.5]

表面材の種類	色　柄	脚部 形状	ドアエッジ 形状	ドアエッジ 材質
※ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※ 無地 ・ 柄物	※幅木タイプ ・	※ 標準 ・ R	※ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 表面材と同材

吊り方式　　※中心吊、戸当たり付　　・（　　　　）
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　　※規制対象外

30 視覚障害者用床タイル

[11.2.2] [19.2.2]

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内		・塩化ビニール製	※300×300　・	・7.0　・
		・セラミックタイル	※300×300　・	※17程度
		・レジンコンクリート製	※300×300　・	・30　・
屋外		・セラミックタイル G	※300×300　・	※17程度
		・レジンコンクリート製	※300×300　・	・30　・
		・	・	・

視覚障害者用ブロック等の突起の形状及びその配列はJIS　T　9251による
・樹脂系点字鋲（タイルカーペット用）
　　寸法　　・300角　　※500角
　　色　　　※黄色　　・
樹脂系点字鋲の留付は、両面からの挟込みホック式または接着式

31 階段滑り止め

[20.2.7]

材種
　・ステンレス製　　　　　・黄銅製押出形材
　・アルミニウム製押出形材　　・
滑り止め材　　形状　　・ひも型　　・タイヤ型
　　　　　　　材質　　ゴム又は合成樹脂
取付工法　　・接着工法　　・埋め込み工法
幅(mm)　　　・図示　　・
端部フラットエンド　　・あり　　・なし

32 床目地棒

[20.2.8]

床仕上げの異なる箇所には目地棒を入れる
　※ステンレス製┌┐型(幅40程度⑦1.5)　　標準詳細図　(A-31-1)
　・ステンレス製6×12　　　標準詳細図　(A-31-2)
　・黄銅製6×12　　　標準詳細図　(A-31-2)

33 手すり

・集成材手すり　[20.2.6]

形式	径	材　種	仕　上
・１段	・35φ　※45φ　・	※タモ	※ＣＬ
※２段	※35φ　・	・	・

・既製手すり（樹脂製）

形式	径	ブラケット	備　考
・O型（１段）	※40φ　・	アルミ合金製（心材共）	指づめ防止材共
※O型（２段）	※34φ　・		

点字表示板（　　　　）箇所
　JIS T 0921 に基づく点字の表示原則及び点字表示方法による
　※ポリカボネード製　　大きさ　120×150程度　厚み　0.1程度
　※塩ビ製　　　　　　　大きさ　100×125程度　厚み　0.1程度

34 ブラインド

・再使用する　　　・新設する　[20.2.14]

形式	操作方法	種　類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅（mm）	ボックス・レールの材種	幅・高さ取付箇所
・横型	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 G ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	−				
・縦型	・手動	※２本操作ｺｰﾄﾞ式 ・１本操作ｺｰﾄﾞ式	・アルミスラット ・クロススラット ・	・80 ・100	アルミニウム合金製	・図示 ・
	・電動	−				

スラットの材質
　アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
　クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

35 カーテン

[20.2.16]

・再使用する　　　・新設する

形　式		開閉操作	ひだの種類	商品名（程度）	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　　※300mm以上　　・

⑦ 内装改修工事（続き）

36 カーテンレール

[20.2.16]

・再使用する　　　・新設する
材種　　※アルミニウム製及びアルミニウム合金の押出し成型材　　・ステンレス製
形式　　・シングル　　・ダブル　　・片引き　　・引分け
強さによる区分　　※10-90　　・
仕上げ　　　※アルマイト　　・
形状　　　　※角形

37 ブラインドボックス及びカーテンボックス

・再使用する　　　・新設する
溝型×深さ（mm）　・90×150　　・120×80　　・120×150　　・150×80　　・図示
材質　　・集成材（仕上げ：　　　　　　　　）
　　　　※アルミニウム製　押出形材（市販品）
　　　　　表面処理　　・C-1　・C-2　　・
　　　　　皮膜等の種類　※標準仕様書　表14.2.1による　　・
　　　　・鋼製（仕上げ：　　　　　　　　）

㊳ 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製	※450×450 ・600×600	・一般型	・屋内外用 ・屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ
・	・	・気密型			

（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

39 床点検口

材　種	寸　法	形　式		備　考
（底板）※鋼製 ・	・450×450	・一般型	・屋内外用	・鍵付き
（枠）※アルミニウム製 ・	※600×600	・密閉型	※屋内用	※鍵なし
（目地）※ステンレス製 ・				

（品質・性能・試験方法）　建築材料等品質性能表による

⑧ 塗装改修工事

① 材料

[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　※規制対象外　　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　　　　　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　　　　）

② 下地調整

[7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　　・図示　　・
既存錆止め塗料の鉛含有調査
　・行う　（　　　　　　　）箇所　　　　・行わない

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	下地調整の種別 新規	ひび割れ部の補修
木部	※ＲＢ種　・	標準仕様書(18.2.1)素地ごしらえによる	・
鉄鋼面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき鋼面	※ＲＢ種　・		
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ＲＢ種　・		
モルタル、プラスター面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外)、ＡＬＣパネル面	※ＲＢ種　・		・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・ＲＡ種 ※ＲＢ種 ・ＲＣ種		・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	※ＲＢ種 ・ＲＣ種		・行う ・行わない
せっこうボード面及びその他ボード面	※ＲＢ種　・		−

⑧ 塗装改修工事（続き）

3 錆止め塗料塗り

[7.4.2、3]

錆止め塗料塗りの種別

塗　装　面			塗　料	工　程
鉄 鋼 面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	Ａ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	Ａ種	※Ａ種
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｂ種　・Ａ種	※Ｃ種
		新規鉄鋼面見え掛り	Ｂ種　・Ａ種	※Ａ種
		新規見え隠れ	Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種
亜鉛めっき鋼面	ＥＰ－Ｇ以外	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種
	ＥＰ－Ｇ	塗替え	Ｃ種	※Ｃ種
		新規鋼製建具等	Ｃ種	※Ａ種

④ 塗装

塗装の種類	塗　装	工程 塗替え	工程 新　規
・合成樹脂調合ペイント塗り（SOP） 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・クリヤラッカー塗り（CL）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・			
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り（NAD）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面 上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級	・	Ａ種
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・Ａ-1種 ・Ｂ-1種 ・Ｃ-1種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（EP-G）	コンクリート面等	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内の鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ａ種　・	・Ａ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（EP-T）		※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・オイルステイン塗り（OS）		−	−
・木材保護塗料塗り（WP）		※Ｂ種	※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(コンクリート面、モルタル面、プラスター面、
せっこうボード面、その他ボード面)の塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書　表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※改修標準仕様書　表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

・高日射反射率塗料塗り　G

工　程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量（kg/m2）
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	・１級 ・２級 ・３級	塗料製造所の仕様による

下地調整(改修標準仕様書7.2.2)　・RA種　　・RB種　　・RC種

5 フッ素樹脂塗装

打放しコンクリート面保護工法
　（下塗材）　　水性　　浸透性吸水防止材
　（上塗材）　　・水性フッ素樹脂クリヤー
　　　　　　　　・水性フッ素樹脂カラークリヤー

6 焼付塗装

素　材	焼付種別	仕上げ	コート	ベーク	部　位
・アルミニウム	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			
・ステンレス	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			
・亜鉛めっき鋼板	・フッ素樹脂 ・ウレタン樹脂 ・アクリル樹脂	・ソリッド ・メタリック			

9 環境配慮改修工事

1 石綿含有建材の除去工事

表示形態の変更

施工調査　　※石綿含有建材の事前調査　[9.1.1,3～5]

工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、
建築材料等の使用の有無について調査する。

調査範囲　　(※改修対象部位　　・図示　　　　)
貸与資料　　(　　　　　　　　　　　　　　)

・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

材　料　名	定 性 分 析（JIS A 1481-1または JIS A 1481-2）	定 量 分 析（JIS A 1481-3または JIS A 1481-4）
・	・箇所	・箇所
・	・箇所	・箇所
・	・箇所	・箇所
・	・箇所	・箇所

サンプル数　　1箇所あたり3サンプル
採取場所　　　・　図示

・石綿粉塵濃度測定　[9.1.1]
　測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測　定　場　所	備　考（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	計　　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	計　　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	計　　点
・	測定４		セキュリティーゾーン入口	計　　点
・	測定５		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹き出し風速 1m/ｓ以下の位置
・	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	計　　点
・	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	計　　点
・	測定８	処理作業後シート	処理作業室内	計　　点
・	測定９	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計　　点

・JIS　K 3850-1に基づいた測定　[9.1.1]

測定名称	メンブレンフィルター直径(mm)	試料の吸引流量（L/min）	試料の吸引時間（min）
・測定４ ・測定５	２５	５	３０
・測定 ・	４７	１０	１２０
・測定 ・	４７	１０	２４０
・測定 ・			

・自動測定機による測定

測定名称	測定方法
・測定４ ・測定５	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

石綿含有吹付材の処理　[9.1.3]
・石綿含有吹付材の除去
　除去対象範囲　　※図示
　除去工法　　　　※［9.1.3］(2)(7)による
　除去した石綿含有吹付材等の飛散防止措置
　　※湿潤化　　　　・固形化
　除去した石綿含有吹付材の処分
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　・中間処理　（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有保温材の除去
　除去対象範囲　　※図示
　除去工法　　　　・切断又は破砕して除去　　　　・手ばらし
　除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
　　※湿潤化　　　　・固形化
　除去した石綿含有吹付材の処分
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　・中間処理　（溶融施設又は無害化処理施設）

処理を行う石綿含有保温材等の仕様等

材料名	厚さ(mm)	処理を行う範囲
・石綿含有保温材		※図示　　・
・石綿含有耐火被覆板		※図示　　・
・石綿含有断熱材		※図示　　・

・石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形版（下地調整材）の除去
　除去対象範囲　　※図示
　除去した石綿形成板等の処分
　　石綿含有せっこうボード
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形版（下地調整材）の除去
　　・埋立処分　（管理型最終処分場）
　　・埋立処分　（安定型最終処分場）
　　・中間処理　（溶融施設又は無害化処理施設）　[9.1.1]

　石綿含有建材除去後の仕上げ工事　　・図示

特記事項	

一級建築士事務所　(株)アーキ・プラン　ARCHI-PLAN
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER	工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. Ａ－０６
古川	沖田	福岡	図　名	建築改修工事特記仕様書（その６）	SCALE NO.SCALE	一級建築士 建設大臣登録第８４４５８号 古川 稔	

設計概要

建築主	氏名	和泊町長　前　登志朗	工事名称	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	用途地域	無指定	建築物の数	既存２棟＋別棟増築１棟
	郵便番号	〒891-9112	建設地	鹿児島県大島郡和泊町内城１６１	指定建ぺい率	70%	日影制限	対象外
	住所	鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地	都市計画の内外の別等	都市計画区域外	指定容積率	400%	予定工期	５ヶ月
	電話	0997-92-1111	防火地域	指定なし	絶対高さ制限	なし	建物高さ	既存建物（最高の軒高：8.00m、最高高さ：11.06m）
			道路幅員・接道長さ	道路幅員：10.0 m　接道長さ： 173.3m	主要用途	中学校（08090）	建築面積	
			敷地面積	8，033㎡	工事種別	改修工事（一部確認申請を伴わない増築工事）	延床面積	1,811.72㎡（うち既存面積1,806.00㎡）

設計概要（増築部分）

主要用途	多目的トイレ
構造・規模	壁式鉄筋コンクリート造　平屋建て
建物高さ	最高の軒高：8.00m、最高高さ：11.06m
建築面積	5.72㎡
延床面積	5.72㎡

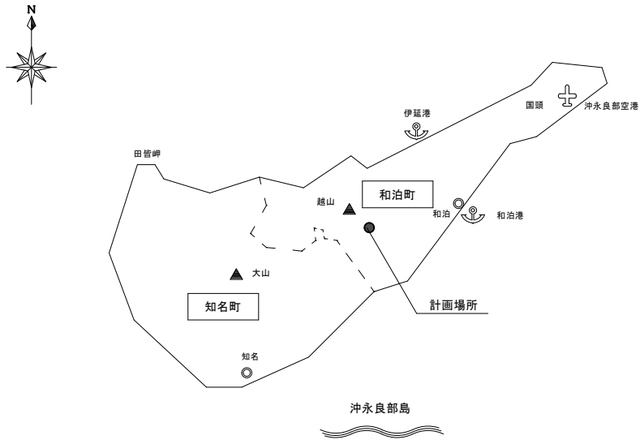

付近見取図　NO.SCALE

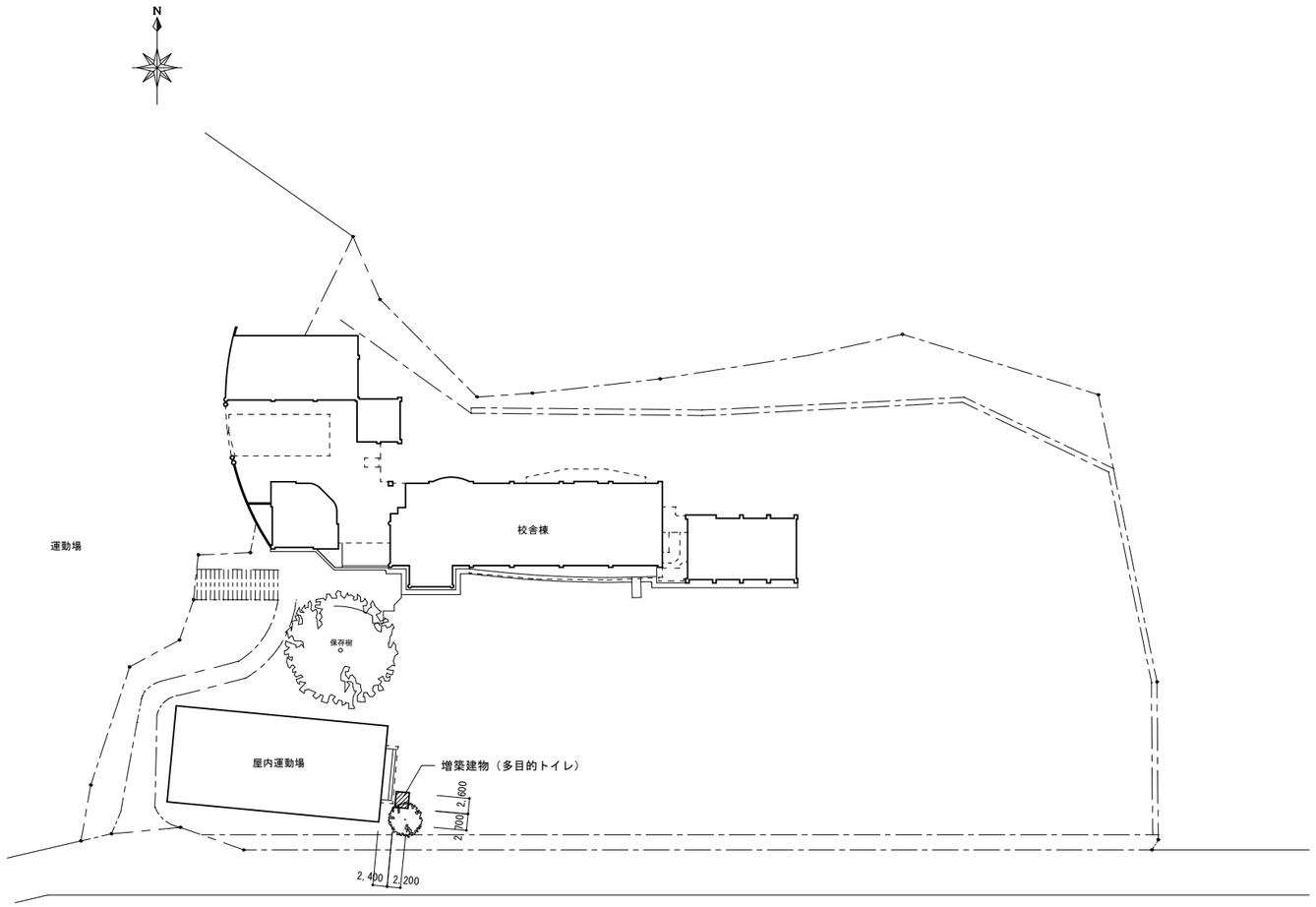

配置図　A1,1: 500　A3,1:1,000

※改修工事施工中は、学校、教育委員会監督職員と協議し、生徒等の安全対策を入念に講じること。

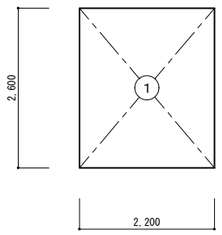

新設多目的トイレ求積表

番号	算定式	㎡
①	2.20×2.60	5.72
延床面積	①	5.72
建築面積	①	5.72

新設多目的トイレ求積図　A1,1: 50　A3,1:100

特記事項		一級建築士事務所 ARCHI-PLAN (株)アーキ・プラン 〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18 TEL(099)259-0070 FAX(099)259-0096	DIRECTOR 吉川	CHIEF 沖田	DRAWER 福岡	工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－07
						図名	設計概要、付近見取図、配置図、多目的トイレ求積図表	SCALE A1,1: 500 A3,1:1,000	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川　稔	

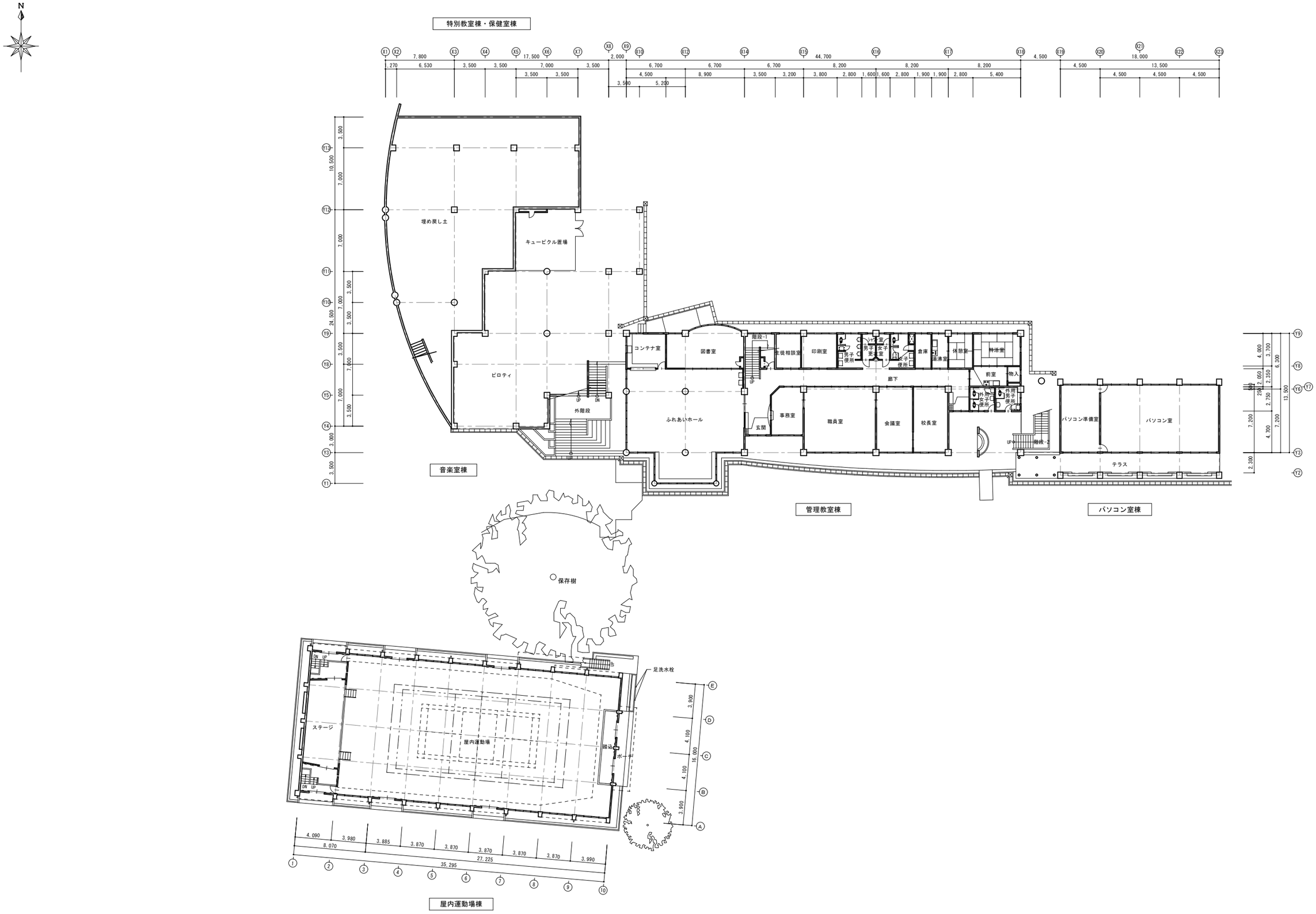

特記事項		一級建築士事務所 ARCHI-PLAN (株)アーキ・プラン 〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18 TEL(099)259-0070 FAX(099)259-0096	DIRECTOR 古川	CHIEF 沖田	DRAWER 福岡	工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－08
						図名	既存 1階平面図	SCALE A1.1:200 A3.1:400	一級建築士 建設大臣登録第8458号 古川 稔	

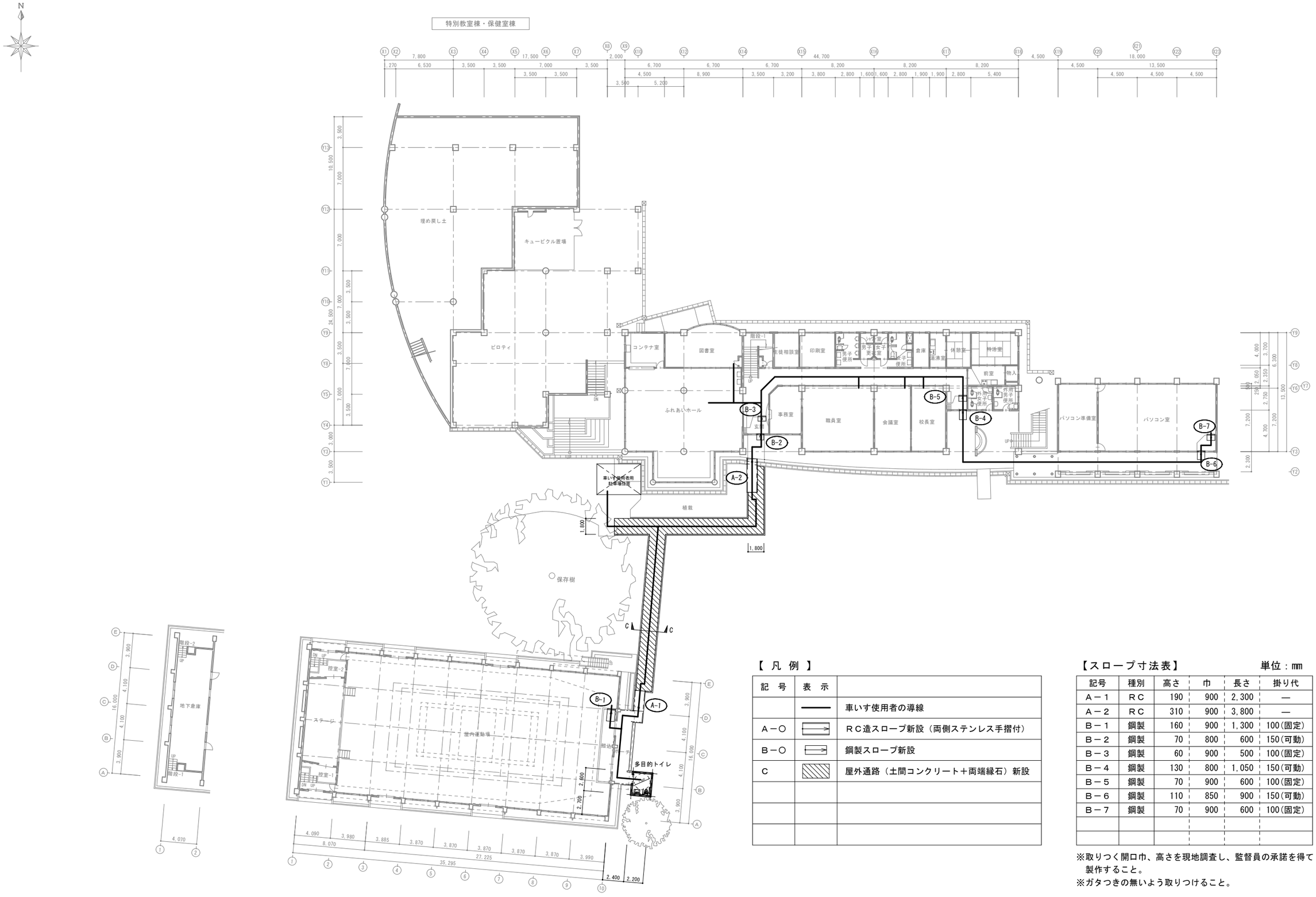

【 凡 例 】

記 号	表 示	
	――	車いす使用者の導線
A－○		ＲＣ造スロープ新設（両側ステンレス手摺付）
B－○		鋼製スロープ新設
C		屋外通路（土間コンクリート＋両端縁石）新設

【スロープ寸法表】 単位：mm

記号	種別	高さ	巾	長さ	掛り代
A－1	RC	190	900	2,300	—
A－2	RC	310	900	3,800	—
B－1	鋼製	160	900	1,300	100(固定)
B－2	鋼製	70	800	600	150(可動)
B－3	鋼製	60	900	500	100(固定)
B－4	鋼製	130	800	1,050	150(可動)
B－5	鋼製	70	900	600	100(固定)
B－6	鋼製	110	850	900	150(可動)
B－7	鋼製	70	900	600	100(固定)

※取りつく開口巾、高さを現地調査し、監督員の承諾を得て製作すること。
※ガタつきの無いよう取りつけること。

特記事項

一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
ARCHI-PLAN
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
TEL(099)259-0070 FAX(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
古川	沖田	福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－09
図名	改修 1階平面図	SCALE A1.1:200 A3.1:400	一級建築士 建設大臣登録第8458号 古川 稔	

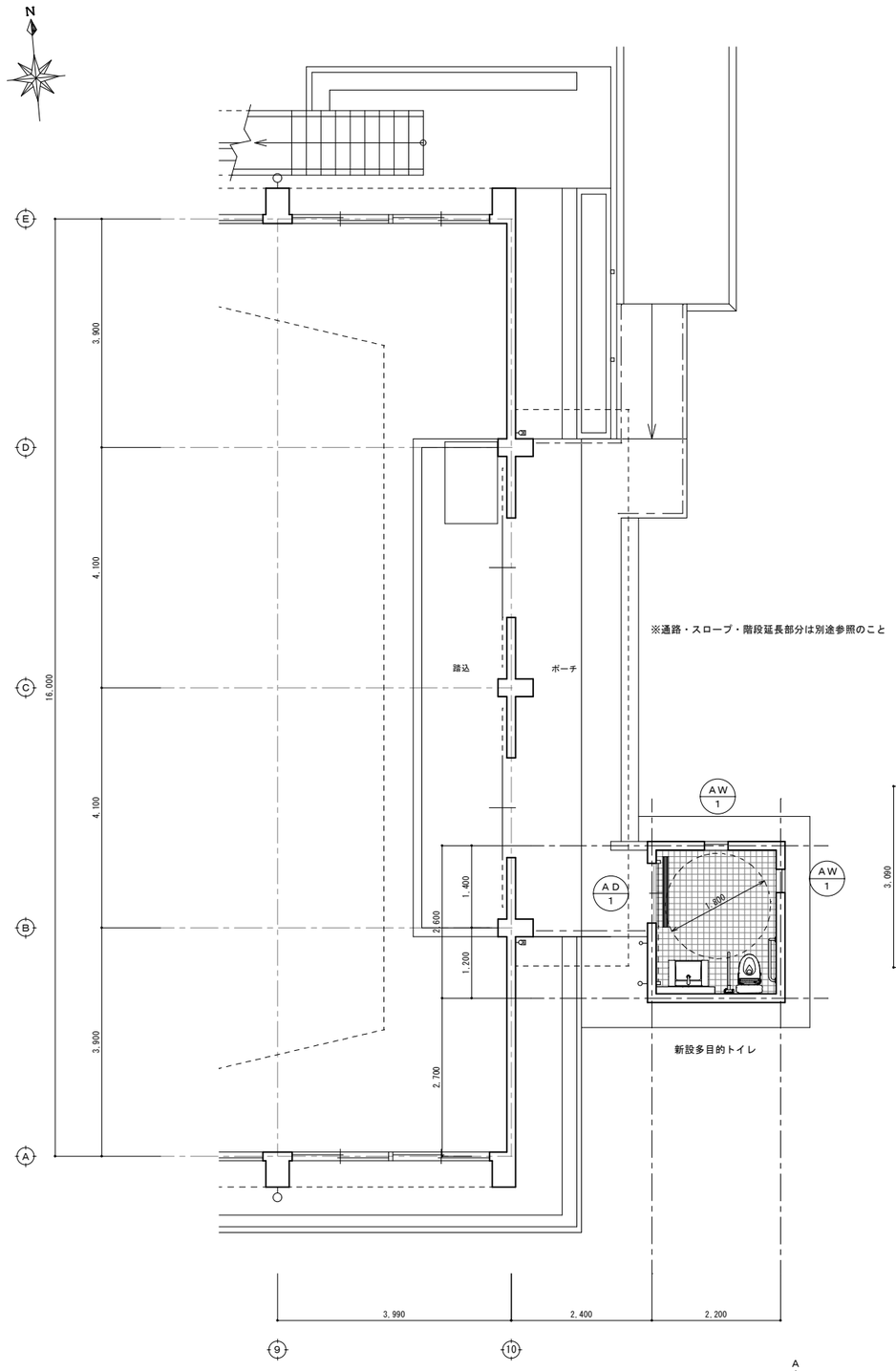

※通路・スロープ・階段延長部分は別途参照のこと

平 面 図　A1,1：50　A3,1：100

■ 外部仕上表

部　　位	仕　　様
屋　　根	コンクリートタンピングコテ仕上の上塗膜防水（Ｘ－２工法） 立上り共
外　　壁	コンクリート打放し補修の上防水型複層塗材Ｅ吹付 化粧目地20×20@2,000以下
巾　　木	コンクリート打放し補修
犬 走 り	コンクリート金コテ仕上
ポ ー チ	コンクリート刷毛引仕上
開 口 部	アルミサッシュ（防水ガラリ、アルミ水切付き） アルミハンガードア
竪　　樋	φ75カラーＶＰ　ステンレス擂み金物@1,000以内
ルーフドレン	φ75用ステンレス横引きドレン
庇	アルミ製既製品（理研軽金属ＥＶＡＮ同等品1,800×700、竪樋付き）
金　　物	φ34ステンレス製手摺 H=800　L=1,850 換気扇（パイプファン）フード：φ100アルミ製深型フード（設備工事）
サ イ ン	ピクトサイン：200角アクリル樹脂板カッティングシート貼

■ 内部仕上表

部　　位	仕　　様
床	下地モルタル塗りの上100角磁器質タイル貼
巾　　木	無し
腰　　壁	100角陶器質タイル貼　H=900
壁	コンクリート打放し補修の上複層塗材Ｅ吹付
天　　井	厚25木毛セメント板打込の上ＥＰ－Ｇ
面　　台	厚25御影石
金　　物	W=100床排水ユニット（カネソウ同等）排水管φ20ＶＰ既存側溝排水
衛 生 設 備	洋便器、ペーパーホルダー、洗面器、化粧鏡（設備工事）
手　　摺	跳ね上げ手摺、Ｌ型手摺（設備工事）

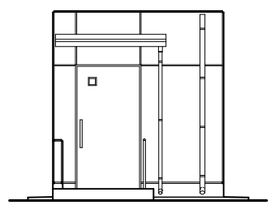

西 立 面 図　A1,1：50　A3,1：100

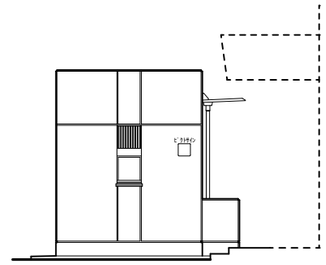

北 立 面 図　A1,1：50　A3,1：100

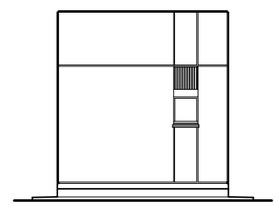

東 立 面 図　A1,1：50　A3,1：100

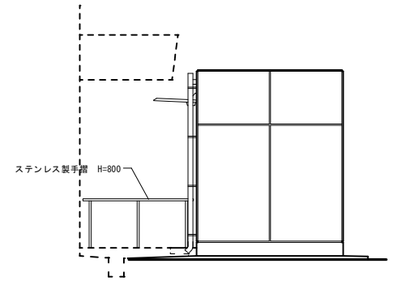

南 立 面 図　A1,1：50　A3,1：100

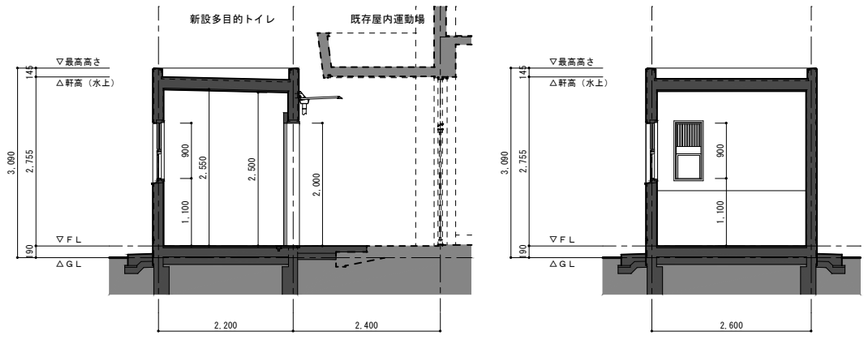

断 面 図　A1,1：50　A3,1：100

建具表

符号・場所	AD 1　1ヶ所　A1,1：50　A3,1：100	AW 1　2ヶ所　A1,1：50　A3,1：100
外 観 姿 図	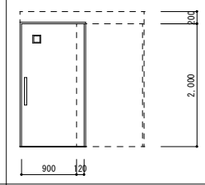	※防水ガラリ開口率40%以上 風速30m/秒で防水100% 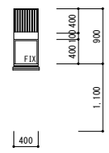
形　　式	片引きアルミハンガードア	防水ガラリ付きＦＩＸ窓
見　　込	メーカー仕様による	メーカー仕様による
仕　　上	アルミパネルフラッシュ	アルミ製アルマイト処理
ガ ラ ス	厚４強化型板	厚４強化型板
金物・備考	ハンガー装置、アルミ三方枠、ステンレス床見切、 表示錠、ステンレス引棒　他付属金物一式	アルミ額縁、アルミ水切 他付属金物一式

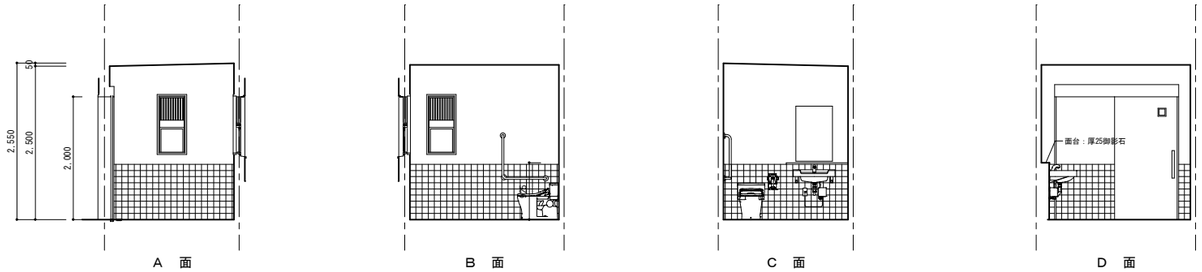

A 面　B 面　C 面　D 面

展 開 図　A1,1：50　A3,1：100

特記事項	一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン　ARCHI-PLAN 〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18 ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096	DIRECTOR 古川	CHIEF 沖田	DRAWER 福岡	工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F	SHEET NO. A－10
					図名	新設多目的トイレ仕上表・平面図・立面図・断面図・建具表・展開図	SCALE A1,1：50 A3,1:100	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川 稔	

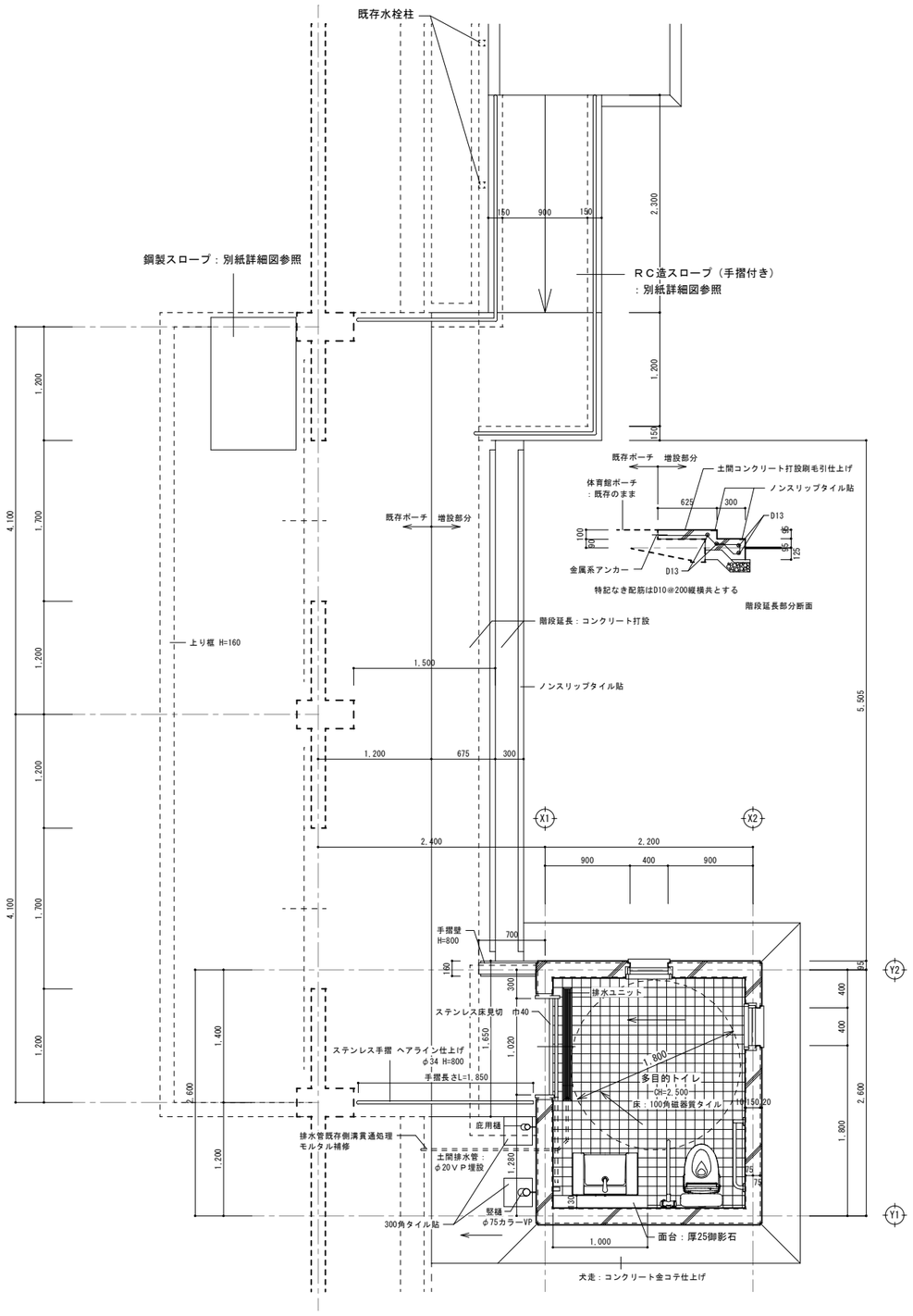

新設多目的トイレ平面詳細図 | A1,1：30 | A3,1：60

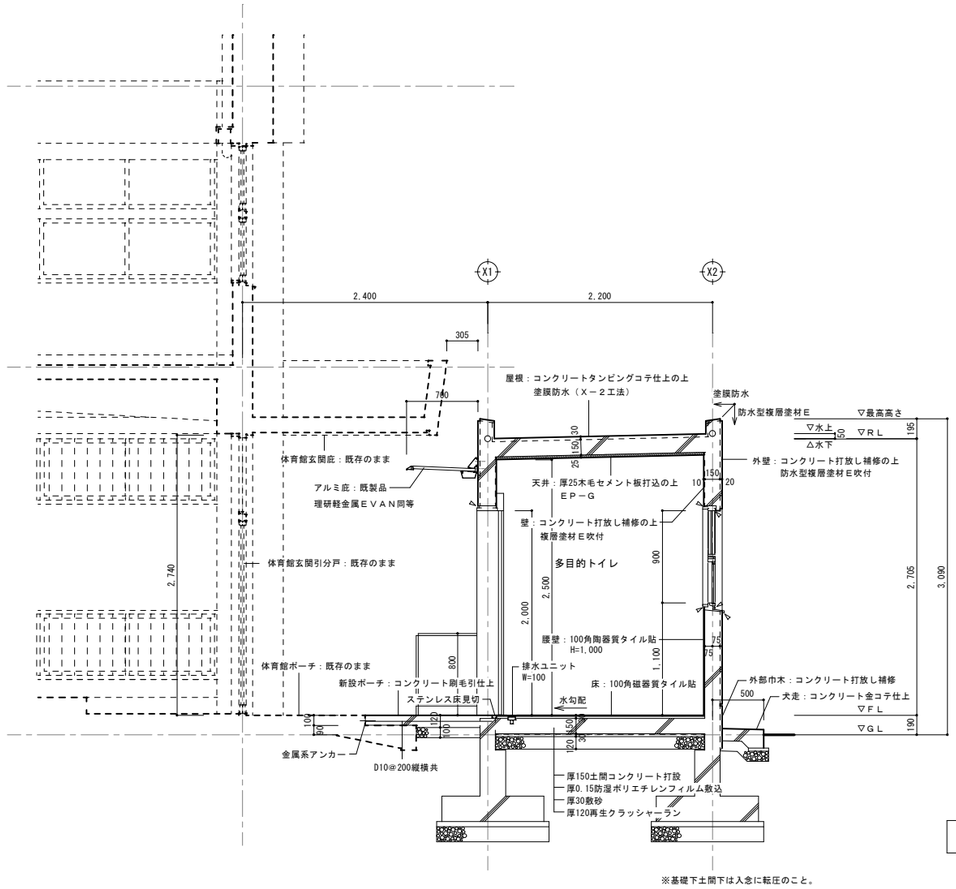

※基礎下土間下は入念に転圧のこと。

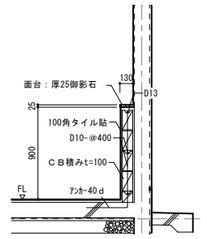

ライニング部詳細図 | A1,1：30 | A3,1：60

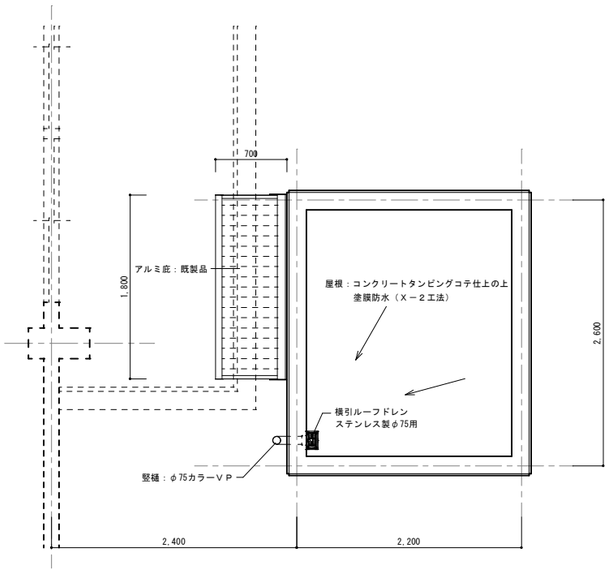

新設多目的トイレ屋根伏図 | A1,1：30 | A3,1：60

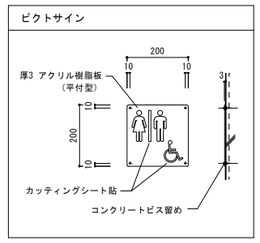

サイン詳細図 | A1,1：10 | A3,1：20

特記事項	一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン 〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18 TEL(099)259-0070 FAX(099)259-0096	DIRECTOR 古川	CHIEF 沖田	DRAWER 前村	工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31 / JOB NO. POS-111R / SHEET NO. A－11
					図名	新設多目的トイレ平面詳細図・屋根伏図・矩計図	SCALE A1,1:30 A3,1:60 / 一級建築士 建設大臣登録第84458号 古川 稔

A－1　ＲＣ造スロープ（手摺付き）

A1, 1:20
A3, 1:40

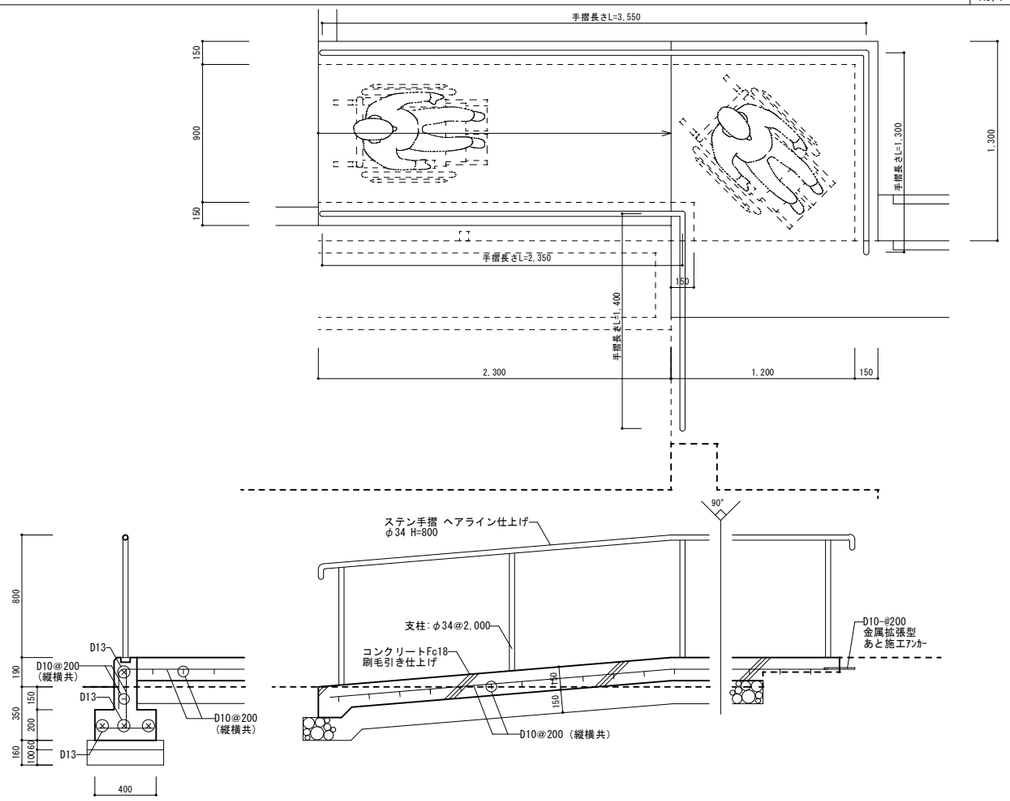

A－2　ＲＣ造スロープ（手摺付き）

A1, 1:20
A3, 1:40

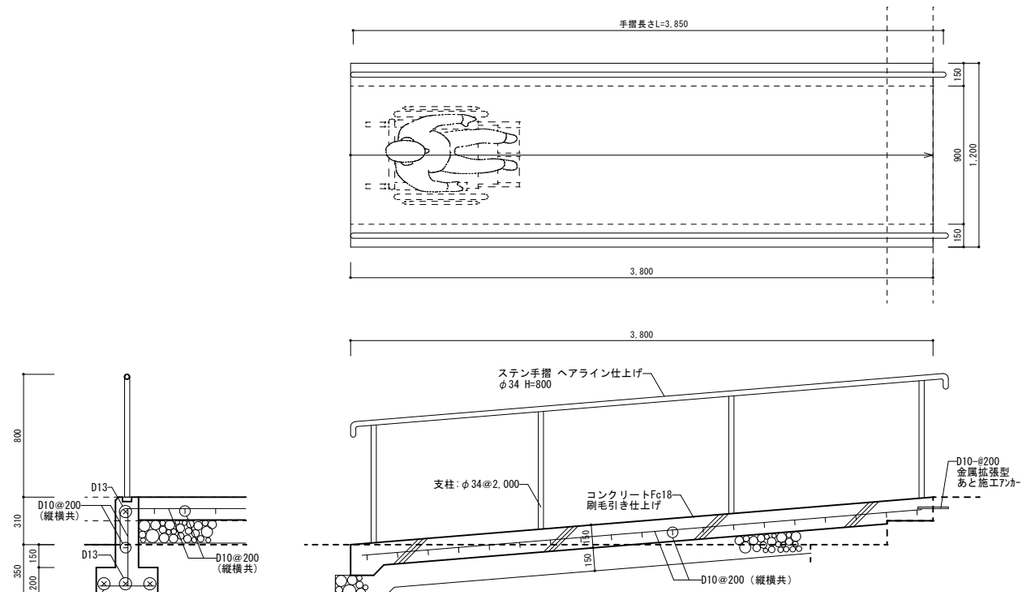

B－1～7　鋼製スロープ

A1, 1:10
A3, 1:20

掛り代固定タイプ

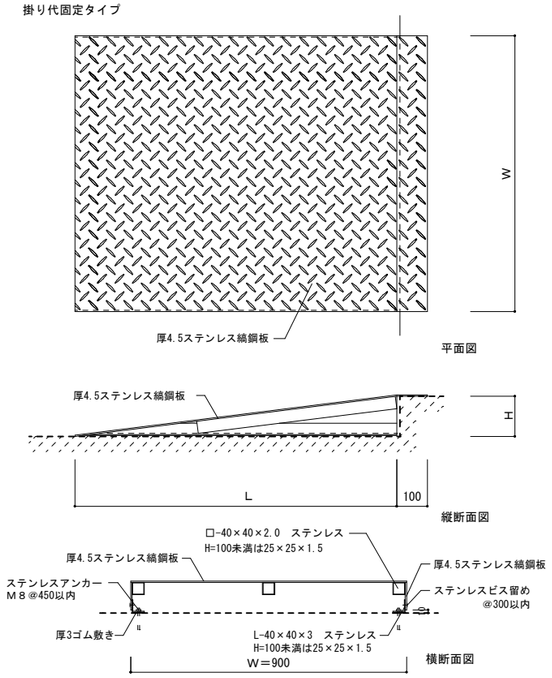

記　号	L	H
Ｂ－１	1,300	160
Ｂ－３	500	60
Ｂ－５	600	70
Ｂ－７	600	70

掛り代可動タイプ

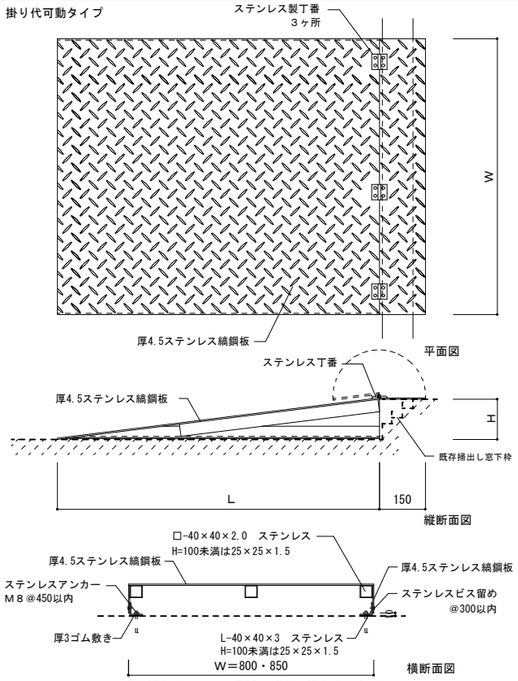

（現地調査を行い、建具開口幅を確認すること。）

記　号	L	H	W
Ｂ－２	600	70	800
Ｂ－４	1,050	130	800
Ｂ－６	900	110	850

C－C　車いす使用者導線の屋外通路

A1, 1:10、30
A3, 1:20、60

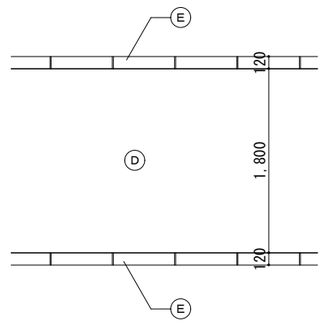

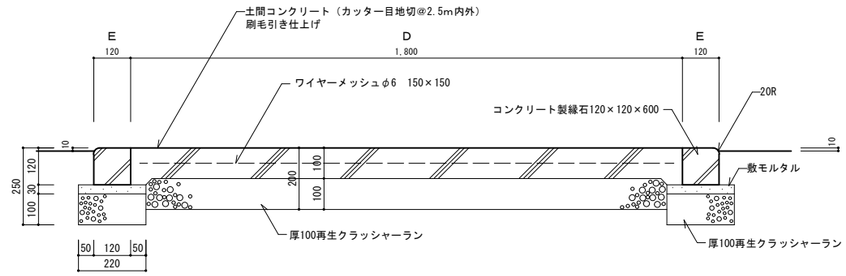

C－C断面詳細図

参考数量（仕様は詳細図による）

種　別	数　量	単位
土間コンクリート	70.0	㎥
カッター目地切	28.0	m
コンクリート縁石	75.0	m

特記事項

一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
ARCHI-PLAN
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
TEL(099)259-0070 FAX(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
古川	沖田	福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111F
図名	部分詳細図	SCALE A1.1:10・20 A3.1:20・40	SHEET NO. A－12

一級建築士 建設大臣登録第８４４５８号
古川 稔

構 造 設 計 標 準 仕 様

適用は ☒ 印を記入する。

1，建築物の構造内容

（1）工事名称　城ケ丘中学校バリアフリー改修工事
　建築場所　鹿児島県大島郡和泊町内城地内
（2）工事種別　☐新築　☒別棟増築　☐増改築　☐改築
（3）構造種別
　☐木造（W）　☐補強コンクリートブロック造（CB）　☐鉄骨造（S）
　☐鉄筋コンクリート造（RC）　☒壁式鉄筋コンクリート造（WRC）
　☐鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）　☐壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造（WPRC）
　☐プレキャスト鉄筋コンクリート造（PRC）　☐
（4）階　数
　地下　　階　地上　１階　塔屋　　階
（5）主要用途　便所
（6）屋上付属物
　☐広告塔　☐高架水槽　ton　☐　☐
　☐煙突　☐キュービクル　ton　☐　☐
（7）増築計画　☐有（　　　　）　☒無
（8）付帯工事
　☐門塀　☐擁壁　☐　☐　☐
（9）特別な荷重
　☐エレベータ　６人乗（ロープ式　油圧式）　☐リフト　ton　☐ホイスト　ton
　☐倉庫積載床用　Kg／㎡　☐受水槽　ton
（10）構造計算ルート　X方向ルート　１　Y方向ルート　１

2，使用構造材料

（1）コンクリート

適用箇所	種類	設計基準強度Fc ＝N／㎟	スランプ cm	備考
捨コンクリート	☒普通	☐13.5、☒18	15	
土間コンクリート	☒普通	☒18、☐30	15	
基礎、基礎梁	☒普通	☒21、☐24	15～18	
柱、梁、床、壁	☐普通　☐軽量	☐21、☐24	18	
柱、梁、床、壁	☒普通　☐軽量	☒21、☐24	18	
柱、梁、床、壁	☐普通　☐軽量	☐13.5、☐21	18	

（2）コンクリートブロック（CB　　　）
　☐A種　☐B種　☐C種　厚☐100、☐120、☐150、☐190

（3）鉄筋

	種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋	☒SD295	D16以下	梁、床、壁	☒重ね継手
	☒SD345	D19～D25	梁	
	☐SD390			☐ガス圧接継手（D19以上）
	☐			
	☐			☐特殊継手
	☐			（　　　）

（4）鉄骨

	種類	使用箇所	現場溶接	設計溶接強度
鋼材	☐SS400 ☐SN400A ☐SN400B	梁	☐有 ☐無	☐1.0F ☐0.9F
	☐BCR295 ☐STKR400 ☐STKR490	柱	☐有 ☐無	☐1.0F ☐0.9F
	☐SM490A ☐SM490B ☐		☐有 ☐無	☐1.0F ☐0.9F
	☐SSC400 ☐　☐	胴縁	☐有 ☐無	☐1.0F ☐0.9F
備考				

（5）ボルト
　☐高力ボルト　☐F10T ☐S8T ☐S10T　認定品（☐M12 ☐M16 ☐M20 ☐M22 ☐M24　）
　☐中ボルト　φ＝12　φ＝　高力ボルトすべり係数試験　☐要　☐否
　☐アンカーボルト　φ＝　L＝　㎜　ナット（ダブル）
　（別添付柱脚リスト参照）　φ＝　L＝　㎜　ナット（ダブル）
　φ＝　L＝　㎜　ナット（ダブル）
　φ＝　L＝　㎜　ナット（ダブル）
　☐頭付スタッド　φ＝16　L＝80　㎜
（6）屋根、床、壁　　使用箇所
　☐ALC板　厚 t＝　　壁
　☐折版　形式　　屋根
　☐デッキプレート　形式　QL99−50−12　厚 t＝1.2　床
　☐キーストンプレート　形式　厚

3，地　盤

（1）　地盤調査
　☒有　（☒敷地内　☐近隣）　☒ボーリング調査　☐平板載荷試験　☐水平地盤反力係数の測定
　☐無　（調査予定　☐有　☐無）　☐
（2）　地盤調査計画
　☐ボーリング調査　☐静的貫入試験　☒標準貫入試験　☐水平地盤反力係数の測定
　☐土質試験　☐物理調査　☐平板載荷試験　☐
（3）　地盤調査及び試験杭の結果により、長杭、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある
（4）　ボーリング標準貫入値、土質構成（基礎・杭の位置を明記すること）

深度	土質	N値	標準貫入試験 10 20 30 40 50
0			
1	砂混じり砂質粘性土（盛土）	6	
2		7	
3		4	
4		3	
5	強風化石灰岩	2	
6		5	
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

◯ 調査地盤
和泊町総合交流施設建設候補地

◯ 位置図

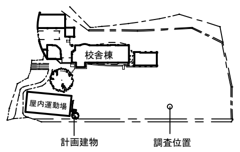

◯ 支持地盤、地層及び深さについてのコメント
設計GL−850を支持地盤とする
砂混じり粘性土

◯ 孔内水位
GL−0　m
水位無し

◯ 近隣データの調査地盤と設計地盤とは約 75 mの距離がある

◯ 備考

4，地業工事

（1）　直接基礎　☐ベタ基礎　☒布基礎　☐独立基礎　試験堀 ☐有 ☒無
深さGL−0.85m、支持層−長期許容支持力度　kN／㎡　載荷試験 ☐有 ☒無
（2）　基礎杭　支持層−

杭種	材料	施工法	備考
☐RC ☐PC ☐PHC ☐H鋼 ☐鋼管 ☐摩擦杭 ☐PHC節杭	PC（☐A種 ☐B種 ☐C種） PHC（☐A種 ☐B種 ☐C種） 鋼材 ☐SS400 ☐STK400	☐打ち込み ☐埋込み（セメントミルク工法） ☐ ☐	大臣認定第　号 年　月　日
☐場所打ち コンクリート杭	コンクリートFc＝ スランプ　cm セメント量　Kg／㎥ 鉄筋　主筋 SD HOOP SD	☐オールケーシング ☐拡底杭 ☐リバースサーキュレーション ☐アースドリル ☐ミニアース ☐BH ☐深礎（☐手堀 ☐機械堀）	拡底杭 日本建築センター認定 第　号 年　月　日

杭仕様　☐施工計画書承認　☐杭施工結果報告書
試験杭　（☐有　☐無）　（☐コアボーリング ☐載荷）　1本

杭径（㎜）	設計支持力（kN／m2）	杭の長さ（m）	本数	特記事項

5，鉄筋コンクリート工事

（1）　コンクリート
☒コンクリートはJIS認定工場の製品とし施工に関してはJASS5による。
☒セメントは、JIS　R5300の普通ポルトランドセメントを標準とする。
☒調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。
☒寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当る場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
☒フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合、1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
☒構造体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体（JASS5T−603）は、現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととする。また、打込み量が150m3をこえる場合は150m3ごとまたは、その端数ごとに—回を標準とする。—回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた3台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、1回当り6本以上とし、そのうち4週用に3本を用いる。
☒ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は150分、25℃以上の場合は120分以内とする。
（2）　鉄　筋
☒鉄筋はJIS　G3112の規格品を標準とする。
☒鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋基準図（1）（2）」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）（2）」によるが添付なき場合は、公共建築工事標準仕様書（最新版）による。
☐D19末満は、すべて重ね継手とする。継手（D19以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
☐ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同—日に施工した圧接箇所ごと（200箇所を超えるときは、200箇所ごと）に1回行い、1回試験は30本以上とする。
　外観検査 ☐有 ☐無、引張試験 ☐有 ☐無、超音波深傷試験 ☐有 ☐無
　第三者検査機関名
　未定
☐ 柱の帯筋（HOOP）の加工方法は、　☐H型（タガ型）　☐W型（溶接型）
　☐S型（スパイラルラル型）とする。
☐コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都採取要綱」第4条の試験機関で行うこと。
　試験機関名
　代行業者名
　代行業者名とは、試験、検査に伴なう業務を代行する者をいう。
（3）　型　枠
☒材料　合板厚　12㎜を標準とする。
☒型枠存置期間

種類	せき板				支柱		
部位	基礎、梁側、柱、壁		スラブ下、はり下		スラブ下		はり下
セメントの種類 ／ 存置期間の平均気温	早強度ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強度ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強度ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強度ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
コンクリートの材令（日） 15℃以上	2	3	4	6	8	17	28
5℃～15℃	3	5	6	10	12	25	28
5℃未満	5	8	10	16	15	28	28
コンクリートの圧縮強度	5N／㎟		設計基準強度の50%		設計基準強度の 85%		100%

注）1　片持ばり、庇、スパン9．0m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
注）2　大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりね場合も原則として行わない。
注）3　支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注）4　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注）5　支柱の盛りかえは、小ばりが終ってから、スラブを行う。
　一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注）6　上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による、

6，鉄骨工事

（1）鉄骨工事は指示のない限り下記による
☐日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」
☐鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」

（2）　工事監理者の承認を必要とするもの
☐制作工場　☐製作要領書 ☐工作図　☐施工計画書
国土交通大臣指定性能評価機関認定工場（大臣認定　グレードまたは都登録　ランク）
☐材料規格証明書または試験成績書
☐鋼材　☐高力ボルト　☐特殊ボルト ☐スタッドボルト
☐社内検査表
（3）工事監理者が行う検査項目
（☐　印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）
☐現寸検査　☐組立・開先検査　☐製品検査
　（SN490C材は、サムチェッカーにて材質を確認する事）
☐建方検査
（4）　接合部の溶接は下記によること
☐東京都アーク溶接」工事監理基準（建築構造設計指針第12章）
☐鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱（建築構造設計指針第12章）
☐日本建築学会「溶接工作基準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」
（5）　接合部の検査
☐溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査率又は検査数 社内	第三者	工事管理者	備考
☐突合せ溶接部	超音波深傷試験	100%	30 %	100%	
☐	外観（目視）検査	100%	30 %	100%	
☐	マクロ試験・その他	個	個	個	
第三者検査機関名					
※第三者検査機関とは、工事監理者（設計監理者）が、受入検査を代行させるために自ら指定した検査会社をいう。					

注）現場溶接部については原則として第三者による全数検査を行うこと。
注）社内検査が100%行えない場合は第三者による全数検査を行うこと。
注）第三者検査機関の変更は不可とする。
☐高カボルトは「JIS　B1186の高カボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径2倍以上の範囲でショトブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態あること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あらさが50S以上である揚合は、赤さびは発生しないままでよい。
☐高カボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するよう注意して行う。また、締付けは原則として2度締めとする。
　締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行なわれているか検査する。
（6）防錆塗装
☐防錆塗装の範囲は、高カボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被服される以外の部分とする。錆止めペイントは、JIS　K5674　1種、2回塗りを標準とする。
☐現場における高カボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し2回塗りとする。
☐錆止めは、JIS　H8641（溶融亜鉛メッキ：HDZ55）とする。
☐溶融亜鉛メッキ部材の高カボルト摩擦接合面は、りん酸塩処理（同等品以上）を行うこと。

（7）　耐火被覆の材料
☐

7．設備関係

☒ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場会は設計者の承認を得ること。
☒ 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。
☒ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1／3以下とし管の間隔を5cm以上とする。
☒ 建築設備については、建築基準法施行令129条の2の3に適合させる事とする。

8．その他

☒諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
☒各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
☒必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
☒ 特記なき場合は、本仕様書に従うものとする。又、本仕様書に明記なき場合は、JASS5及び鉄筋コンクリート配筋指針・公共建築工事標準仕様書（最新版）による。
☒梁貫通孔の補強は、公共建築工事標準仕様書（最新版）による。
　又、公共建築工事標準仕様書（最新版）に該当しない場合は別途検討を行うこと。

特記事項

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所（株）アーキ・プラン
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
TEL (099)259-0070　FAX (099)259-0096
DIRECTOR 古川　CHIEF 沖田　DRAWER 福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-111S	SHEET NO. S−01
図名	表紙、図面リスト	SCALE NO.SCALE	一級建築士 建設大臣登録第84458号 古川 稔	

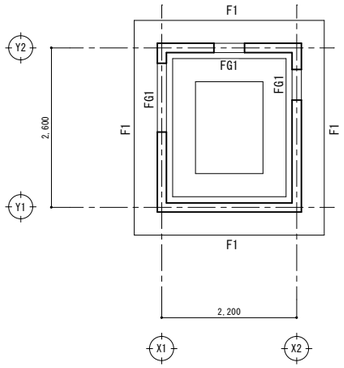

基礎伏図	A1,1: 50
	A3,1:100

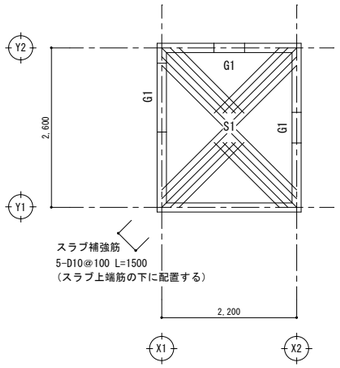

屋根梁伏図	A1,1: 50
	A3,1:100

※特記なき壁符号は、Ｗ１５０とする。

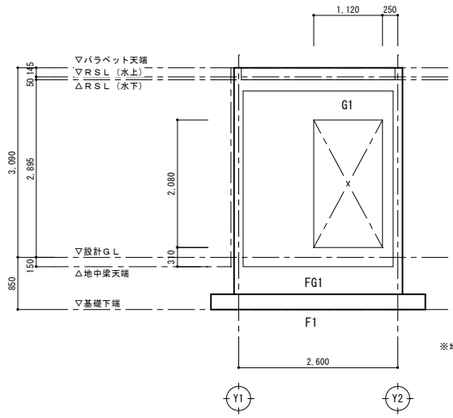

※地盤は入念に転圧のこと。

X1通軸組図	A1,1: 50
	A3,1:100

※特記なき壁符号は、Ｗ１５０とする。

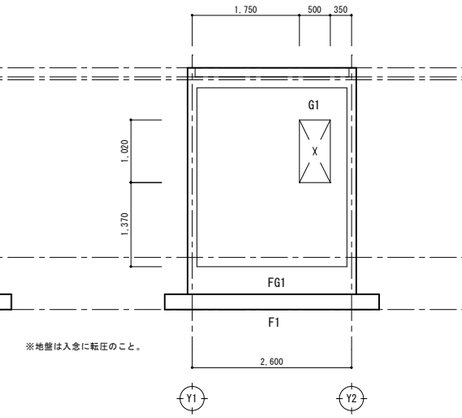

X2通軸組図	A1,1: 50
	A3,1:100

※特記なき壁符号は、Ｗ１５０とする。

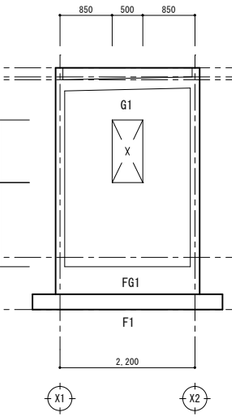

Y1通軸組図	A1,1: 50
	A3,1:100

※特記なき壁符号は、Ｗ１５０とする。

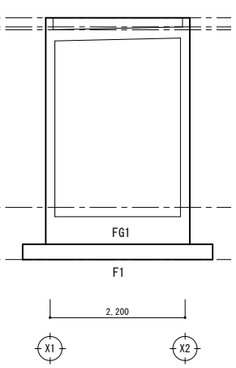

Y2通軸組図	A1,1: 50
	A3,1:100

※特記なき壁符号は、Ｗ１５０とする。

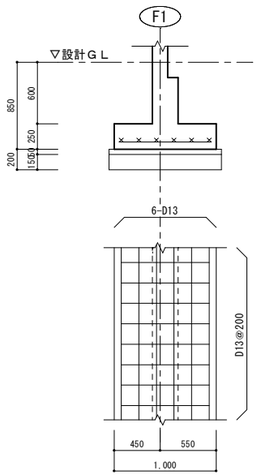

基礎リスト	A1,1:30
	A3,1:60

梁リスト	A1,1:20
	A3,1:40

※幅止め筋は、Ｄ１０@１０００以下とする。

符　号	Ｇ１	ＦＧ１
位　置	全断面	全断面
断　面	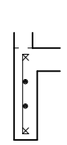	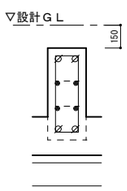
Ｂ × Ｄ	１５０×６００	２５０×６００
上 端 筋	２－Ｄ１３	２－Ｄ１６
下 端 筋	２－Ｄ１３	２－Ｄ１６
ＳＴＰ	Ｄ１０@２００	□-Ｄ１０@２００
腹　筋	２－Ｄ１０	４－Ｄ１０

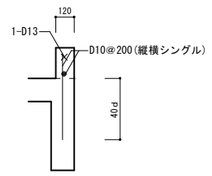

パラペット配筋図	A1,1:20
	A3,1:40

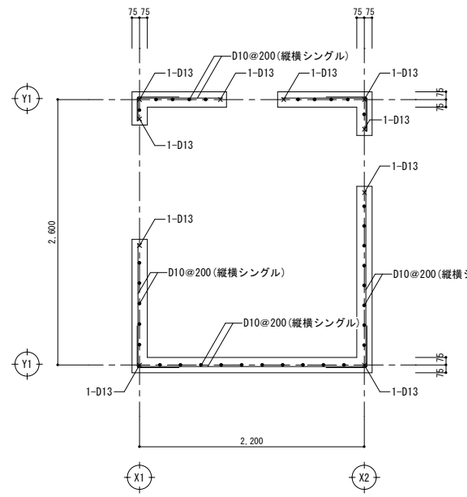

壁平面配筋図	A1,1:30
	A3,1:60

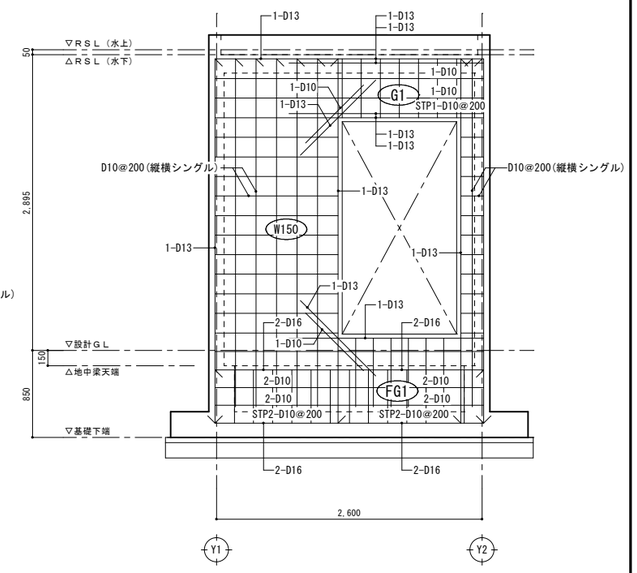

X1通架構配筋図	A1,1:30
	A3,1:60

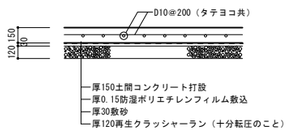

土間コンクリート配筋図	A1,1:30
	A3,1:60

※鉄筋は、地中梁及び壁内へ３５ｄアンカーとする。

壁リスト	A1,1:20
	A3,1:40

※外部は厚20増しコンクリート打ちとする。
※内部吹付部は厚10増しコンクリート打ちとする。
※縦筋は壁平面配筋図を優先する。

符　号		Ｗ１５０	開口補強要領
断　面		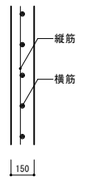	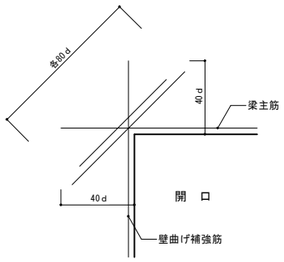
壁　厚		１５０	
縦　筋		Ｄ１０@２００シングル	
横　筋		Ｄ１０@２００シングル	
開口補強	縦　筋	１－Ｄ１３	
	横　筋	１－Ｄ１３	
	斜め筋	１－Ｄ１３＋１－Ｄ１０	

スラブリスト	A1,－
	A3,－

符　号	厚　さ	位　置	短辺方向	長辺方向	備　考
Ｓ１	１５０ (増打厚30)	上端筋	Ｄ１０Ｄ１３@２００	Ｄ１０@２００	ワイヤーメッシュ φ６－１５０×１５０
		下端筋	Ｄ１０@２００	Ｄ１０@２００	
		上端筋			
		下端筋			

特記事項

- 特記なき壁符号はＷ１５０を示す
- 外部増打ち部は意匠図参照の上施工図による
- 開口寸法については意匠図参照の上施工図による
- 屋根勾配（水下～水上）については意匠図参照の上施工図による

特記事項	

一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
ARCHI-PLAN
〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070 ＦＡＸ(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
古川	沖田	沖田

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. POS-111S	SHEET NO. Ｓ－０２
図　名	多目的トイレ基礎伏図・屋根梁伏図・通軸組図・配筋図・部材リスト	SCALE A1,1:20,30, 50 A3,1:40,60,100	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川 稔	

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所

2．建物概要

建物概要							
建物	構造	●ＲＣ　○ＳＲＣ　○Ｓ　○Ｗ	階	地下1階	地上３階	延べ面積	
	建築基準法別表第一　１項					消防法施行令別表第一　1項ロ	
用途	耐震安全性の分類	●特定の施設　○一般の施設				地域係数　Ｏ0.８　●(1.０)	

Ⅱ　一般事項

1．本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和４年版)、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和４年版)(以下標準仕様書という)による。

2．機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事標準仕様書を適用する。

3．耐震施工は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(国土交通省国土技術政策総合研究所監修)」による。

4．本工事の使用資材の品質、規格、種別等は特記事項に○印をつけたものを適用する。

5．施工計画書は、着工に先だち、別に定める様式により作成し、監督員に提出する。
ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

6．本工事の施工に必要な官公庁等への手続きに要する費用は、請負金額の範囲内とする。

7．本工事の受電の日から完成引渡（手直し完了まで）の日までに積算された電気使用料及び基本料は請負金額の範囲内とする。ただし、負担金の取り扱いについては、別途、協議を監督員と行うこと。

8．本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員へ書面にて連絡して、立会検査もしくは指示に従うこと。

9．設計図面に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては原則として請負金範囲内で施工する。ただし、軽微なものに限るものとする。

10．発生材の処置については、関係法令に基づき、適正に処理すること。

11．各工種の施工に当たっては、関係法令に定められた有資格者を配置すること。

12．図面表示の姿図打法等は参考とし、施工上やむなく発生する多少の寸法違いは差し支えない。

13．前金払について。（●を適用）
●契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。
○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。
（契約金額年度出来高予定額の率は、契約金額の　　％程度、次年度　　％程度である。）
○建設工事請負契約書第４１条第３項を適用し、契約金額年度に翌金計年度分の前払い金も含めて契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。

14．中間前金払い又は部分払いについて。（●を適用）
本工事において、中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
1）中間前金払
●中間前金払いを選択した場合、部分払いは行わない。
○中間前払いを選択した場合でも、契約金計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。（契約金計年度出来高予定　　％）
中間前払いは契約金額の２０％以内とし、前金払いとの合計額が契約額の６０％を超えないものとする。
2）部分払い
本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされないものについては３回を越えて部分払いをすることはできない。

15．「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が500万以上）には、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（登録内容確認書）の写しを監督職員に提出すること。
<<受注時、変更時、完成時>>

16．下請工事における管内（市内）建設業者の優先活用について
1）受注者は、工事の一部を下請に付する場合は、施工地を管轄する指宿市役所の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
2）受注者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
3）監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

17．県産資材等の優先使用について
1）工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
2）受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下の記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
《指定主要資材（７品目）》
生コン（レディミクストコンクリート）、コンクリート二次製品、石材類、アスファルト合材、木材、樹木、野芝
3）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第１項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
4）監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。

18．ダンプトラック等による過積載等の防止について
1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
2）過積載を行っている資材納入業社から、資材を購入しないこと。
3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業社等の利益を不当に害することがないようにすること。
4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6）下請け契約の相手方又は資材納入業社を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものの又は、業務に関しﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
7）1）～6）のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

Ⅲ　特記事項

区分	項目	特記事項
共通事項	1．使用資材の製造所	設計図書等に記載されているものについては特記による。特記されていないものについては、県建築課制定の電気用機材リストに記載されている製造所または同等以上の製造所とする。
	2．特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督員の承諾を得ること。特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
	3．建築工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、特に監督員の指示する場合以外は、建築工事仕様書による。
	4．別契約の関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督員の指示によること。
	5．施工過程における調　整	工事現場進行の過程における調整については、監督員ならびに、指宿市役所当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
	6．工事写真	工事写真は、工程写真と完成写真とする。工程写真は、工事工程に応じ撮影し、工事順に整理したものを請負者にて保管する。なお、工程写真の提出を監督員が指示した場合、出来高報告書と共に提出し、確認を受けること。完成写真は、工事完成時に撮影し、提出する。（但し、改修工事の場合は、着工前写真を添付すること） 写真はカラー写真とする。原則として電子媒体（デジタルカメラ）による写真を使用する。なお、次の条件を満たすものであること。 （１）デジタルカメラの有効画素数１００万画素数以上、プリンターは、フルカラー３００ｄｐｉ以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。 （２）「現行のカラー写真」と「電子媒体による写真」の混合管理は原則として行わないこと。 （３）現行のカラー写真とする場合は、監督員の承諾を受けること。 （４）請負者は、完成検査若しくは工事目的物引渡しが完了するまで写真管理に利用した電子媒体を保管すること。

分類			内容
工程写真	スラブ		各階工程配管　（スケール付）
	壁	柱	各階工程配管　（　〃　）
	天井いんぺい		各階工程配管　（　〃　）
	地中埋設	配管	各工程配管　（　〃　）
		ｹｰﾌﾞﾙｼｰﾄ	各工程　（　〃　）
		接地極	各極　（　〃　）
	マンホール	基礎	原則として１基ごと（　〃　）
		内部	原則として１基ごと（　〃　）
		外部	原則として１基ごと（　〃　） 配管挿入面の防水処理状況
	入線		工事種別ごと
	資材		機器材料ごと
完成写真			全工事および全景
その他監督員の指示した箇所			

区分	項目	特記事項
共通事項	7．製作図 その他	下記機器については製作図を提出し監督員の承諾を得ること。 （１）各種照明器具 （２）受配電盤、分電盤、操作盤、制御盤、キュービクル、端子盤 （３）ブロックマンホール、電柱 （４）フロアダクト、ライティングダクト、ケーブルラック、バスダクト （５）変圧器、進相コンデンサ、リアクトル、アレスター （６）しゃ断器、高圧開閉器 （７）電圧調整器、静止形電源設備、発電設備 （８）構内交換装置、電気時計装置、拡声装置、非常放送装置 構内情報通信網装置、情報表示装置、映像・音響装置 誘導支援装置、呼出し装置、防犯・入退室管理装置 インターホン装置、テレビ共同受信装置、自動火災報知設備 自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)、非常警報装置、ガス漏れ警報装置 テレビ電波障害防除装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置 （９）その他監督員の指示するもの
	8．工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことができる。
	9．立会検査を要する施工工程	コンクリート埋込配管・・・・・・・・・・・コンクリート打込前 いんぺい配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了前 地下埋設配管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・配管完了埋戻し前 入線配線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・入線配線施工時 機器材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現場搬入後 機器取付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取付又は据付施工時 上記に示す各工程に達するときには、一般事項８などの書類により事前に監督員に書類にて連絡すること。
	10．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末の見込み出来高を当月の２０日までに監督員に提出する。 (監督員が指示した場合、工事写真添付のこと)
	11．完成図	設計原図を施工現場と一致するよう必要な訂正をした後、監督員の承諾を得て、白焼か青写真に複写しＡ－４版サイズに製本したもの１部、Ａ－３縮小二つ折り製本２部及びＣＤ－ＲＯＭ１部を提出する。 訂正した原図は監督員に返納する。
	12．試験成績書	下記事項の試験成績書１部を、出来形確認時に監督員に提出する。 （１）　絶縁抵抗測定結果表 （電線相互間及び電線と大地間） （２）　接地抵抗測定結果表 （接地箇所、接地種別ごと） （３）　高圧保護継電器性能試験結果表 （４）　高圧機器及び高圧ケーブル耐圧試験成績書 上記（１）～（４）については、測定年月日、天候、温度、湿度、測定者氏名及び測定器製品番号種別を記入する。 （５）　テレビ共同受信電界強度測定結果表 （６）　消防法関係設備合格証明書 （７）　回路試験結果表 （８）　その他監督員の指示するもの。 上記については該当なきは不要とする。
	13．申請書類	本工事の施工に必要な官公署等への申請書類はその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。
	14．完成図書	本工事について設備の概要、機器取扱い要領及び保守に関する説明書、試験成績書等(保守指導案内書)を２部作成し、完成図と一緒に提出する。
	15．接地標示及びケーブル埋設標示	（１）　接地標示 ア　標示方法・・・標示板 イ　標示位置・・・標示板によるときは接地極直近の屋外の見やすい位置。 ウ　標示板の寸法等は下表の数値以上とする。 （２）　ケーブル埋設標示 ア　標示方法 原則として標示板、標柱、標示ピン、及びケーブルシートによる。 イ　標示位置 ケーブルシートは、全ての地中配管に布設する。ケーブルシートは、管路の深さの二分の一の深さで管路の真上に布設し、管路の埋設幅以上の幅を有すること。標示板は、ケーブルが地中へはいる位置で屋外の見やすい位置に設けること。標柱は、地中線路の曲折箇所、道路横断箇所、直線３０ｍ毎に１個設ける。 ウ　標示板及び標柱の寸法等は下記の数値以上とする。

	標示板	
	材質	寸法（mm）
Ａ．Ｂ．Ｃ．Ｄ種	黄銅板	1.0 × 100 × 150

別に定める「接地標示等基準」による。

	材質	寸法（mm）
標示板	黄銅板	1.0 × 100 × 150
標柱	コンクリート	80 × 80 × 300

別に定める「接地標示等基準」による。

	16．マンホール	（１）　ブロックマンホールは、下記による。(●を適用) ア　構造・・・・鉄筋コンクリート製（設計強度２１Ｎ／mm²とする。 イ　寸法・・・・図面記入寸法により監督員の承諾を得ること。 ウ　蓋の構造　●鉄蓋　○化粧鉄蓋 ●簡易防水　○完全防水 エ　蓋の耐荷重 蓋の耐荷重は安全荷重を表示する。耐荷重試験はＨＡＳＳ－２０９によるものを基準とし、安全荷重の４倍の荷重に耐えるものであること。なお、図面仕様に明記ないときの破壊荷重は下記による。 ○Ｒ２Ｋ（２０ＫＮ）　●Ｒ８Ｋ（８０ＫＮ） オ　蓋の表示 マンホール蓋には下記により表示文字を鋳込みもしくは刻記する。 （ア）　種別表示・・・中央部に「電」とする。 （イ）　所有者表示・・周辺部に「鹿児島県」とする。 カ　防水及び水抜 （ア）　ブロックマンホールの埋設にあたっては、止水材による防水処置を施して接合する。 （イ）　マンホール内のパイプ挿入箇所は完全な防水処置をする。 （ウ）　水抜は監督員の指示による。 キ　ケーブル支持材・・・・・監督員の指示による。 ク　その他・・・　原則として所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。

区分	項目	特記事項
電力設備工事	17．プレート	配線器具等のプレートは下記による。(●を適用) ○樹脂　○新金属　○ＷＰ　●ステンレス
	18．配管の塗装	塗装の素地ごしらえは、汚れ、付着物及び油類の除去すること。(鉄面はワイヤブラシ、サンダ等でさび落しを行う。) 塗装は、素地ごしらえの後に行い、合成樹脂調合ペイント２回の塗装を行うこと。 なお、さび止めペイントは、素地ごしらえ後「一般形変性エポキシ樹脂さび止めペイント」「変性エポキシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー」とする。
	19．ケーブル配線	ケーブルのころがし配線は、ケーブルを損傷しないように支持して布設すること。
	20．産業廃棄物の処理	ア　産業廃棄物となる撤去機材は、産業廃棄物監理票制度(マニフェストシステム)により適正に処理し、関係書類を５年間保管すること。 イ　本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。また、産業廃棄物運搬車両については、表示及び書面備え付けの義務付けがされているので、適正に処理すること。 ウ　蛍光灯・水銀灯ランプについて処理方法を特記している場合は、水銀回収できる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 エ　変圧器等の絶縁油については、油処理のできる専門業者に処理を依頼し、引受を確認できる書類を提出すること。 オ　検査時には、マニフェストシステム関係書類の授与を提出し、産業廃棄物の処理が適正に行われたことの確認を受けること。 カ　ＰＣＢ使用電気機器（特別管理産業廃棄物）は、特別管理産業廃棄物保管基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）を受けた適産省通達「ＰＣＢ使用電気機器等の保管について」に基づき、金属製、プラスチック製等、耐腐食性の容器に収容し、基準に定める表示を行い、種別、数量保管場所を記載した台帳を作成し、監督員が指定する場所に引き継ぐこと。 キ　微量ＰＣＢについては特記する。
	21．建設発生土の処理	○場内処理は敷地し　○場外搬出は下記による（●を適用） 受け入れ場所（　　） 受け入れ場所での処置（　○敷均し　○たい積　） 搬出距離（　　）ｋｍ 処分費　○有償　○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議の上、決定する。
	1．電線の色別	（１）　幹線及び分岐回路

電気方式	遠近の別	赤	白	黒	青	白
三相３線	左から上から近い方から	第１相	接地側第２相	非接地第２相	第３相	－
三相４線	〃	第１相	－	第２相	第３相	中性相
単相２線	〃	第１相	接地側第２相	非接地第２相	－	－
単相３線	〃	第１相	中性相	第２相	－	－
直流２線	右から上から近い方から	正極	－	－	負極	－

注記
1．左右、遠近の別は、正面から見た状態とする。
2．分岐回路の色別は、分岐前と同一とする。
（単相２線式の第１相が、黒色となる場合がある）
3．発電機回路の非接地第２相は、接続される商用回路の第２相の色別とする。
4．単相２線式と直流２線式の切替回路２次側は、直流２線式の配置と色別とする。

（２）　電灯、コンセント回路　（電圧側が赤の場合）

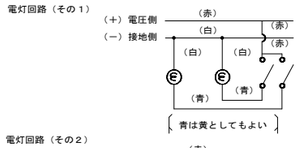

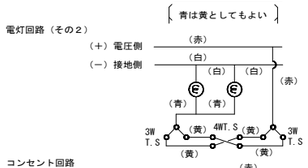

（３）　電極回路

電極＼方式	長		～	短	
２極式	黒	白	－	－	－
３極式	黒	白	赤	－	－
４極式	黒	白	赤	緑	－
５極式	黒	白	赤	緑	黄

（緑は青としてもよい）

	2．絶縁抵抗値	回路の絶縁抵抗値は下記以上の値であること。 （１）　低圧の屋内、屋側電路、架空及び地中電線路 開閉器で区切ることのできる電路ごとに５ＭΩ以上とする。 また、既設回路に新設配線を接続する場合は、必ず接続前に既設回路部分の絶縁抵抗測定を行い５ＭΩ以下の場合は、監督員へ報告すること。 ただし、新設部分については、おおむね100ＭΩ以上とする。 （２）　高圧の電路 線間、対地間及び高圧と低圧間は200ＭΩ以上とする。 ただし、新設部分については、おおむね2,000ＭΩ以上とする。 （３）　絶縁抵抗計の測定電圧

電路の使用電圧	一般	機器の損傷が予想される場合
１００Ｖ級	５００Ｖ	１２５Ｖ
２００Ｖ級		２５０Ｖ
４００Ｖ級		５００Ｖ
６，６００Ｖ級	１，０００Ｖ	――

区分	項目	特記事項
電力設備工事	3．照明器具の取付	（１）　原則として、照明器具は、スラブその他構造体に呼び径９mm以上の吊りボルト等で取付ける。 （２）　野縁受けにより支持する場合は、監督員の承諾を得ること。 （３）　吊ボルトは垂直に器具を吊るものとし、インサート位置の芯出し誤差は５cm以内とする。５cmを超える誤差を生じたときはインサート調整金具等により吊ボルト位置の調整をする。 （４）　監督員の指示のあるときは、取付詳細図を提出し、承諾を得ること。
	4．電極棒の長さ	機械設備工事と協議すること。
	5．配線器具	図面に特記ないかぎり大角連用埋込型とする。
	6．位置ボックスおよびジョイントボックスなど	図面に明記ないかぎり位置ボックスなどは下記による。 （１）　カバープレートは、原則として壁に角プレート、天井に丸プレートとする。 （２）　プルボックス、ジョイントボックスは、そのプレート表面に用途を示す文字を別に定めるプレート等の刻印基準により表示する。 （３）　天井又は壁埋込みの場合、ボックスを埋込みすぎないように、塗りしろカバーと仕上がり面とが約１０mm程度以上埋込みすぎた場合は継ぎわくを使用する。ただし、ボード張りでボード裏面と塗りしろカバーの間が５mm程度に施工した場合は、この限りでない。 （４）　ネジ類は、ボックス長さに応じた適正な長さとし、ステンレスあるいは黄銅製とする。
	7．機器の取付高さ	（１）　各機器の取付高さは、原則として下記による。

品名		中心高さ（mm）
分電盤、操作盤等		床上 1,500または、盤上端 1,900以下
スイッチ		床上　1,300
シルバー住宅用スイッチ		床上　1,100
手元開閉器、マグネット押釦		〃　1,500
引込開閉器		地上　1,800～2,200
屋外側壁灯		〃　2,500～3,500
自動点滅器		〃　3,000～4,000
コンセント	一般室（事務室等）	床上　300
	工場作業室、洗濯室等	〃　800～1,300
	壁付台、作業台上	台上　150～　300
	和室及び住宅内	床上　200

（２）　上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

	8．分電盤制御盤	（１）　分電盤、制御盤は標準仕様書による。 制御盤は、原則として露出型とする。 （２）　主幹用配線用しゃ断器（漏電しゃ断器の場合も含む）のしゃ断電流は、特記のない場合５，０００Ａ以上とする。 なお、漏電しゃ断器は、ＪＩＳマーク表示品とし単相３線式電路に設ける場合は、中性線欠相保護機能付とする。 （３）　自立型の場合の底板（●を適用） ●要　○不要 （４）　屋外盤の扉はパチン錠付とする。
	9．ヒューズ等の予備数	制御盤、配電盤などの表示灯用ランプ、ヒューズ類の予備品は、キャビネットごとに現用数の２０％とし、種別ごとに最低１個を具備する。 ただし、避雷器は本体素子を現用数具備する。
	10．電柱および装柱材料	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。
	11．照明器具等	照明器具は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築工事標準図(電気設備工事編)(令和４年版)による他、図面特記、凡例および製作図による。 なお、撤去再取付機器については、撤去前に動作確認を行うこと。
	12．ボックスの絶縁塗装	金属製の各種位置ボックス等の内面には絶縁塗装を施す。 なお絶縁塗装は必ず入線前に行うこと。 ただし、焼付塗装済みのボックスはこの限りでない。 図面に特記あるときを除き、本特記仕様書その他の１項による。
	13．避雷針 避雷導線 避雷接地極	（１）　避雷突針　クロムメッキ（●を適用） ●国土交通省型　LR1、○国土交通省型　LR2 （２）　避雷導線（●を適用） 銅より線　○３０mm²　●３８mm²　○４０mm² （３）　導線保護管（●を適用） ○黄銅管、●硬質ビニル管 （４）　接地用端子箱（●を適用） ○黄銅製箱　●ステンレス箱　○合成樹脂箱 （５）　接地極（接地抵抗値はおおむね５Ω以下とする） ア　主　棒・・・銅板　１．５×９００×９００以上のもの１枚 イ　補助棒・・・銅棒（１４φ×１，５００）
	14．接地工事および接地極	図面に特記あるときを除き下記による。 （１）　接地極に用いる銅棒は（１４φ×１，５００） （２）　接地抵抗値については、おおむねＡ、Ｃ種５Ω、Ｄ種５０Ωを目標とする。 既設接地端子及び接地線を利用するときは、事前に接地抵抗値を測定し法定値以内であることを確認すること。 （３）　標準仕様書の（２・１３・５）による接地工事の省略等を適用する場合は、必ず監督員の承諾を得ること。
	15．金属管配線	（１）　アースボンド線の太さは標準仕様書(表２．２．１)による。 （２）　アースボンドは、ラジアスクランプによる。

区分	項目	特記事項
受変電設備工事	1．相の色別	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。
	2．高圧母線のサイズ	図面に明記ないときは下記による。（●を適用） ＯＥ　○８mm²　○１４mm²　○２２mm²　●３８mm²
	3．受配電盤	（１）　標準仕様書によるほか、屋外形にあっては横雨が侵入し難い構造とし、ドアには、ハンドルと連動する上下の押え金具を設ける。なお両開きドアの場合は左右それぞれ設ける。 （２）　内部照明付とする。
	4．接地工事および接地極	本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	5．母線相互の間隔など	（１）　母線相互の間隔及び母線とこれを支持する造営材との離隔距離の最小値は、標準仕様書（表１．１．２）による。 （２）　閉鎖配電盤及び半閉鎖配電盤の高圧配線絶縁距離は標準仕様書（表１．１．２）による。
	6．ヒューズ等の予備数	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、電力ヒューズについては種別毎に１組具備すること。
	7．絶縁抵抗値	本特記仕様書電力設備工事の２項による。
	8．その他	図面仕様によるほか、高圧受電設備規程及び配電規程等による。 電気室内の配線用遮断器等の回路名称については、棟名及び盤名を記入すること。

区分	項目	特記事項
発電設備工事	1．発電装置	図面仕様によるほか下記による。（●を適用） （１）　発電機 通風方式　●自己通風式　○強制風冷式 （２）　ディーゼル機関、タービン機関 共通台床式で防振装置付とする。 始動方式　●電気式　○圧縮空気式 （３）　充電装置 充電器は自動定電圧装置および過充電防止装置付とする。
	2．電線の色別	本特記仕様書電力設備工事の１項による。
	3．防災用発電機	消防法等による非常電源として の発電設備は、消防法及び建築基準法に適合したものとする。
通信情報設備工事	1．電線の色別	（１）　電線の色別は下表による。

配線種別	マイナスまたは共通	電圧側
電気時計	赤または黒	青
拡声	白	黒、黄または赤
火災報知	白	赤（表示線）
		黒（電話線）
		青（ベル線）
		黄（確認ランプ）
接地線	緑または緑／黄	

（２）　通信線の色別順は、青・黄・緑・赤・紫の順とする。

	2．端子盤	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。
	3．電柱及び装柱材料	図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。
	4．接地工事および接地極	接地極は、本特記仕様書電力設備工事の１４項による。
	5．ヒューズ等の予備品	ヒューズ等の予備数は本特記仕様書電力設備工事の９項による他、図面仕様に明記ないときは、標準仕様書による。
	6．機器の取付高さ	（１）　各種機器の高さは、原則として下表による。

品名		中心高さ（mm）
電話用位置ボックス		床上 300または、タタミ上 200
親時計		床上 1,800
小時計		床上 2,300
スピーカー		床上 2,300
音量調整器		床上 1,300
表示器・電鈴		床上 2,300
同上操作スイッチ等		床上 1,300
インターホン		床上 1,500
テレビアンテナ端子		床上 300または、タタミ上 200
端子盤		床上 750または、タタミ上 1,500
火災報知設備	Ｐ形発信機	床上 800～1,500
	標識灯（単独）	床上 2,100
	電鈴（単独）	床上 2,300
	分布型感知器（単独）	床上 1,800
	総合盤	床上 800～1,500
	受信機操作部	床上 800～1,500
	副受信機	床上 800～1,500

（２）　上記高さに取付困難な場合は監督員の承諾を得ること。

	7．位置ボックスおよびジョイントボックス	本特記仕様書電力設備工事の６項による。
	8．絶縁抵抗値	（１）　測定は、測定場所に適合した電圧の絶縁抵抗計を使用すること。 （２）　１回路又は１系統当たり線間、対地間共５ＭΩ以上とする。 但し、新設部分においては、おおむね５０ＭΩ以上とする。 （３）　機器取付後の絶縁抵抗値は１ＭΩ以上とする。
その他	1．塗装	盤、プルボックス、配管等の塗装の仕上色については、美観を考慮の上決定し建物壁面と同色系とすること。ただし、建築美観その他の理由で不適と認められるときは、監督員の指示による。 標準色：　・屋内　２．５Ｙ９／１　・屋外　５Ｙ７／１ なお、盤・プルボックスについては、十分なさび止め処理を施し、アクリル焼き付け又は、粉体塗装を行うこと。 塗料、その他の化学製品の取り扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成した化学物質等安全データシート（ＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
	2．化学物質を放散する建築材料等	塗料・接着剤等の材料については、原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆」の材料を使用すること。
	3．解体等の作業における石綿対策	大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、石綿含有建材に係る調査及び施工を行うこと。 調査が必要な場合は、下記によるものとする。 (1)　調査範囲は原則として施工範囲の各施工部位とする。 (例)　機器・点検口の設置に伴う天井改修部分 配管・配線を固定・貫通する内壁・外壁の部分 その他施工に伴い撤去・改修を行う部分 (2)　調査は、目視・既存図面・発注者から提供される資料等により行うこと。 (3)　調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに現場に備え付けること。 (4)　調査の結果、施工部位に含有建材の使用が確認された場合は、その対応について監督職員と協議することとする。 (5)　協議の結果必要と認められば、契約書に基づき検体分析及び石綿飛散防止対策に関する設計変更を行う場合がある。
	4．機器及び材料	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより、環境負荷を低減できる材料を選択するよう努める。
	5．改訂日	Ｒ０５０４０３

特記事項

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
古川	沖田	福岡

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R6.07.31	JOB NO. PST-111S	SHEET NO. Ｅ－０１
図名	電気設備特記仕様書	SCALE A3. － A1. －	一級建築士 建設大臣登録第８４４５８号 古川 稔	

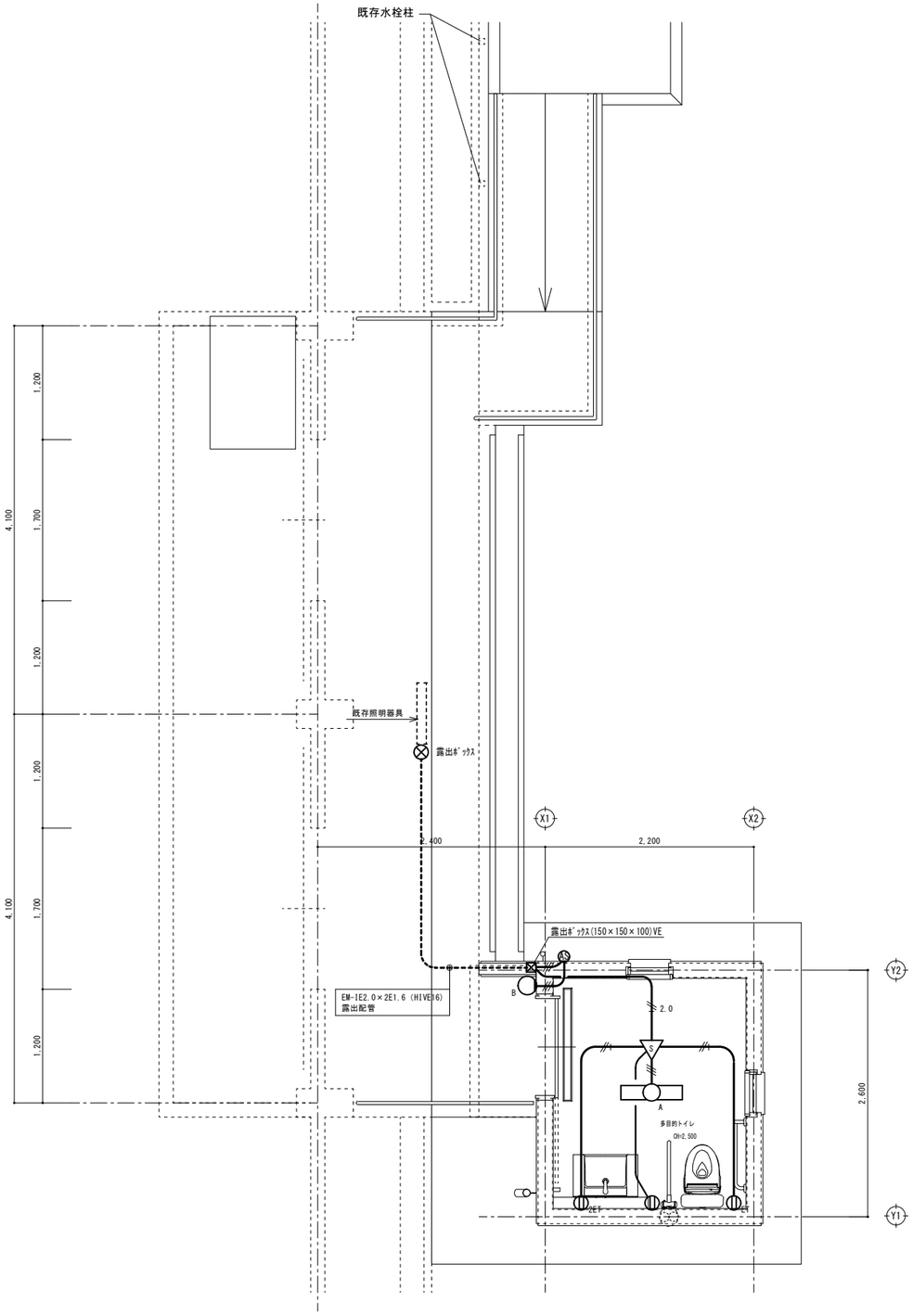

新設多目的トイレ平面図	A1,1：30
	A3,1：60

A	ｉＤシリーズ直付型２０形　Ｄスタイル　Ｗ２３０(11.6W)

LS310-2-15

一般タイプ、１６００ｌｍタイプ
消費電力１１．６Ｗ、定格出力型、電圧１００～２４２Ｖ
本体：鋼板（白色粉体塗装）
ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白）
光源寿命４００００時間（光束維持率８５％）
昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３
電源装置はライトバー側に内蔵

直付ＸＬＸ２１０ＤＥＮＣＬＥ９(同等品)

B	ブラケット　６０形電球１灯相当(7.7W)

ＬＥＤフラットランプ６７０　クラス７００　１灯（口金ＧＸ５３－１）
昼白色（５０００Ｋ）、Ｒａ８３、光源寿命４００００時間（光束維持率７０％）
器具光束４２０１ｌｍ、消費電力７．７Ｗ、電圧１００Ｖ
防雨型、ツマミネジ方式、壁面付型、拡散タイプ
アルミダイカスト（オフブラック）、カバー：アクリル（乳白）
Ｗ＝２２５　Ｈ＝２２５　出し５１１５

ブラケットＸＬＧＥ８０３１ＣＥ１(同等品)

凡　例

	LED 照明器具
S	人感センサー親機（8A） 広角検知
AS	自動点滅器 AC100V 3A　(EE44139) 同等品
ET	埋込ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×1ET　SUS-P付
	埋込ｺﾝｾﾝﾄ 2P15A×1　SUS-P付
	換気扇（機械設備）

特記なき配線は下記による。

2.0	EM-IE2.0×2+1.6E(PF16) 隠蔽配管
	EM-IE1.6×2+E1.6(PF16) 隠蔽配管
	EM-IE1.6×3(PF16) 隠蔽配管
	EM-IE1.6×2(PF16) 隠蔽配管

特記事項
※鉄部は全て溶融亜鉛メッキ処理とする。

ARCHI-PLAN
一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン
〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18
ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096

DIRECTOR	CHIEF	DRAWER
吉	沖田	沖田

工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. P0S-111R	SHEET NO. E－０２
図名	新設多目的トイレ平面図	SCALE A1,1:30 A3,1:60	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川 稔	

特　記　仕　様　書

建物概要	構　造	●RC　○SRC　○S　○W
	階	地下　階　地上　階
	延べ面積	㎡（対象面積　㎡）
	建物用途	建築基準法別表第一 / 消防法施行令別表第一
		耐震安全性の分類　○特定の施設　○一般の施設 / 地域係数　●１．０　○(　　)

工　事　項　目		
給　排　水　衛　生　工　事		空　気　調　和　工　事
●衛生器具工事	○消火工事	○空気調和工事
●給水工事	○ガス工事	○換気工事
●排水工事（含通気）	○浄化槽工事	
○給湯工事	○厨房器具工事	

Ⅰ　一般事項

1. 本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）並びに同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下標準仕様書という）、国土交通省国土技術政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）による。
2. 本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。
3. 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。
4. 施工計画書は、着工に先だち、監督職員に提出する。
5. 本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（但し●印のみ）
   ○配管技能士 ○ダクト板金技能士 ○熱絶縁施工技能士 ○冷凍、空気調和機器施工技能士〔 標P-16 1.5.2〕
6. 本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。〔 標P-17 1.5.6〕
7. 設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として請負金の範囲内で施工する。
8. 発生材の処理等については、図示によること。〔 標P-10 1.3.9〕
9. 本工事の施工に伴う既設建物の破損箇所は従来にならい復旧する。
10. 前払金について
    ○契約金額の４０%の範囲内で請求することができる。
    ○出来高予定額の４０%の範囲内で請求することができる。
    ｛契約会計年度の率は，契約金額の　%程度，次年度の率は　%程度である
    ○建設工事請負契約書第41条第3項を適用し，原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて，契約金額の４０%の範囲内で請求することができる。
11. 中間前金払い又は部分払いについて
    本工事において，中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
    1）中間前金払い
    ○中間前金払いを選択した場合，部分払いは行わない。
    ○中間前金払いを選択した場合でも，契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。｛契約会計年度出来高予定　%｝
    中間前金払いは契約金額の２０%以内とし，前金払いとの合計額が契約額の６０%を超えないものとする。
    2）部分払い
    本工事で前払い金を支払ったものについては2回、支払いがなされていないものについては3回を超えて部分払いをすることはできない。
12. 「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が５００万円以上）には，工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に，（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（工事カルテ受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時，変更時及び完成時）
    ただし，期間については契約締結後，土，日，祝日を除く１０日以内とする。〔 標P-5 1.1.4〕
13. 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用について
    1）受注者は，工事の一部を下請に付する場合は，施工地を管轄する地域振興局等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
    2）受注者は，前項で定めた建設業者を活用しない場合は，施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
    3）監督職員から指示された場合，「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
14. 県産資材等の優先使用について
    1）工事に使用する資材については，県内で産出，生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし，さらに，県産資材以外の資材等についても，県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
    2）受注者は，「材料使用承認願」において，すべての資材について県資材使用の有無を記載するとともに，以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は，「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し，承諾を得なければならない。
    《指定資材（７品目）》
    生コン(レディミクストコンクリート),コンクリート二次製品,石材類,アスファルト合材,木材,樹木,野芝
    3）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において，第１項の資材業者等から調達しない場合は，その理由を記載すること。
    4）受注者は，工事完成時及び監督職員から指示された場合，「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
15. 各工種の施工にあたっては，関係法令に定められた有資格者を配置すること。
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について
    1）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
    2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
    3）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
    4）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
    5）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み，法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。
    6）下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるものまたは，業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
    7）1）～6）のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。

Ⅱ　特記事項

1．特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承諾を得ること。 なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
2．建設工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。
3．関連工事等の調整	関係工事等については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進捗を図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。
4．施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
5．完成図	発注図を施工現場と一致するよう訂正をした後、下記製本およびCD－ROMを提出する。 〔 標P-19 1.7.2〕（●Ａ－４版１部，●Ａ－３縮小版２部，○Ａ－１サイズ　部）
6．試験成績書	都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を２部提出する。県指定様式による。その他の試験成績書は監督員の指示による。 〔 標P-17 1.5.5〕〔 標P-18 1.7.1〕
7．申請書類	本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。〔 標P-5 1.1.3〕〔 標P-18 1.7.1〕
8．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末見込みの出来高等を当月の２０日までに監督員に提出する。（Ａ－４版）
9．工事の記録等（工事写真）	(1)監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について，記録を整備する。 (2)工事の施工に当たり，試験を行った場合は，直ちに記録を作成する。 (3)次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は，施工の記録，工事写真，見本等を整備する。 (ア)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (イ)工事の施工による隠ぺい等で，後日の目視に検査が不可能又は容易ではない部分の施行を行う場合 (ウ)一工程の施工を完了した場合 (エ)適切な施工の証明を監督職員に指示された場合 (4)(1)から(3)までの記録について，監督職員から請求されたときは，提示又は提出をする。 (5)工事写真は原則としてデジタル写真とし，ファイル形式及び画素数については「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」に準ずること。
10．施工見本	管の接合，ダクトの接続，保温については，原則として見本を整備すること。 その他監督職員との協議により必要と認められたもの等については，監督職員の指示により見本を整備すること。
11．工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことが出来る。

Ⅲ　特記仕様（下記項目及び特記事項中●印を付けたものを本工事に適用）

項　目	特　記　事　項
1，共通事項	
1．環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより，環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。〔 標P-11 1.4.1〕
2．機　材	使用資機材は，原則新品とし，ＪＩＳ・ＪＷＷＡ等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」記載品、または同等品以上のものとする。〔 標P-11 1.4.2〕
3．化学物質を放散する建築材料等	塗料，接着剤，保温材等の材料については，原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。〔 監P-66 1.4.1〕
4．防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通大臣認定工法（防火パテ等）の使用も可。〔 標P-80 2.8.1,監P-286 2.8.1〕
5．配管用のスリーブ	地中部分等で水密を要する部分はつば付鋼管とし，地中部分で水密を要しない部分のスリーブは，ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが，柱及び梁以外の個所で，開口補強が不要かつ，スリーブ径が200mm以下の部分は，紙製仮枠として良い。〔標P-52 2.2.27, P-80 2.8.1〕〔監P-286 2.8.1〕
6．専用工具の使用	塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。ねじ切り機は、自動切り上げ装置付とする。 ねじ切りに際しては、ねじゲージを使用して適正（JISねじ）に切られているか確認する。 （施工手順を撮影の上，工程写真に表す。）〔 標P-64 2.5.1〕
7．ねじ接合剤	給水用，給湯用及び冷温水用の防食用ペーストシール剤は，ＪＷＷＡ Ｋ １６１に規定する水道用シール剤とする。〔 標P-52 2.2.28〕
8．支持金物類	屋外、ピット内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。
9．外面被覆鋼管の傷部補修	埋設施工される外面被覆鋼管（内外面被覆含む)については，継手スリーブ端及びチャック・パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）〔 監P-234 2.5.4〕
10．鋼管の傷部補修	鋼管（内面被覆鋼管含む)については，ねじ込んだ後，残りねじ部及びチャック・パイプレンチの傷部分に，十分さび止めペイントを塗布すること。〔 監P-219 2.5.2〕
11．排水横引管への接続	原則としてＹ管接続とする。(ﾄﾞﾚﾝ配管含む)
12．建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法（スリークッション）で施工する。エルボ×５〔 図P-110〕
13．標準埋設深さ	ビニル管（一般４５０Ｈ・車路６００Ｈ）　鋼管（一般３００Ｈ・車路６００Ｈ） 〔 標P-79 2.7.2,監P-283 2.7.2〕
14．土中埋設鋼管類（エラス，コート継手及び排水用鋼管もこの項に準じる）	外面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ１／２重ね１回巻きをさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で１／２重ね１回巻きを行う。 また、継手等の部分は,ペトロラタム系の充填材を詰め，表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを１／２重ね巻１回巻きとする。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔 標P-79 2.7.3〕
15．コンクリート埋設鉛管･鋼管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4mm）で１／２重ね１回巻を行う。〔 標P-79 2.7.3〕
16．埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ○直結給水管（上水道本管接続部）<紺色>　○給水管（水槽以降）<空色> ○揚水管（受水槽～高置水槽間）<茶色>　○井水管 <白色> ○消火管 <黄色>　○ガス管 <緑色>
17．埋設管標識シート	各種管上部（地表から１５０mm程度の深さ）にビニール製標識シート（巾１５０）を埋設する。（排水管は除く）〔 標P-79 2.7.1,監P-281 2.7.1〕
18．埋設標	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐曲り部に設置する埋設標は次のとおりとする。 （設置箇所は図示による） ・未舗装部分は，アルミ製表示盤をコンクリート（２００φ×３００）で巻き込んだものを，ステンレス線で配管に緊結の上設置する。 ・舗装部分は，キャッツアイを専用工具を用いて設置する。
19．弁類	水槽以降の配管には5K型，その他は10K型。（ＪＩＳ規格）　○水道事業者指定（　　） 内面をライニングした管に使用するねじ込み式の弁等には管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径６５以上の弁は外ネジ式とする。(水道用ソフトシール弁は除く）〔 標P-43 2.2.1〕 呼び径５０以下の揚水ポンプ付属逆止弁はバイパス弁付きでもよい。 呼び径６５以上の仕切弁、逆止弁はライニング弁とする。 屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの最高液面以下に設ける元バルブ及びドレンバルブはＪＩＳ Ｂ２０７１（鋳鋼１０K外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。 （所轄消防署の承認するもの）〔 標 P-43 2.2.1〕
20．屋外露出の弁類	防露・保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。
21．埋設弁類の防食措置	弁桝内等の直接土砂に接触しない個所に弁類を設置する場合には，防食措置は原則不要とする。 ただし，水道事業者の指定工法がある場合および，鋼管ねじ部分については防食を行うこと。
22．機器の防振措置	振動を発生する機器については，ダブルナットで固定し，かつ防振措置を施すこと。 （特記無き場合は防振吊り金具，防振パットとする。）
23．可撓継手	（下表参照）
24．防振継手	鋼製フランジ付〔 標 P-47 2.2.8〕
25．ユニオンの使用	ユニオンは，呼び径２５以下の見え掛り配管についても，原則として使用しないこととする。 調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合については，監督職員と協議すること。
26．サービスタンクの油面計	○ゲージ式（側圧式）　○ガラス管式（流出防止形）〔 標 P-55 2.3.4〕
27．標識その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入、もしくは樹脂製札に刻印したものを取り付ける。 （パイプシャフト・ピット内など隠ぺい部の配管類は，文字シール貼り付けでも良い） 必要に応じ消防法，ガス事業法，液石法などによる標識（危険物・火気厳禁他）を設置する。〔 標P-19 1.7.4〕 (例)・弁類にＳＵＳ針金または耐候インシュロックで取付。「○○系統」,「○○Ａ(口径)」を刻印し桝には，「○○系統　○○Ａ（口径）」彫込み，接着剤で取付。 ・常時開，閉等の注意書きは，必要に応じて追記のこと。 ・室外機は「機器番号・系統名又は室名・竣工年度」を，室内機は「機器番号」を樹脂製札に表示すること。作成前に監督員の確認を受けること。

23．可撓継手

ステンレス製	水用	管　径	２５以下	３２～５０	６５～１５０	２００以上
		全　長mm	３００以上	５００以上	７５０以上	１，０００以上
	油用	管　径	２０　以下	２５　～　４０	５０　～　１００	
		全　長mm	３００以上	５００以上	７００以上	
合成ゴム製（水用）		管　径	４０　以下	５０　～　８０	１００以上	
		全　長mm	３００以上	５００以上	７００以上	

（油用で管径４０以上は消防法令適合品とする）　（鋼製フランジ付）〔 標 P-47 2.2.9〕

12．保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理上必要な案内書を２部作成し、完成図と一緒に提出する。（Ａ－４版）〔 標P-19 1.7.3〕
13．産業廃棄物税	本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
14．施工中の安全確保及び環境保全	(1) 台風など風水害による現場被害が予想される場合は，事前の現場養生を確実に行い災害の予防に努めること。 (2) 事前の対策完了報告および事後の現場状況報告を，書面にて監督職員に提出すること。（盆，正月等長期間現場運営を休止する場合も同様とする） (3) 塗装，シーリング材，接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては，当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データーシート(SDS)を常備し，記載内容の周知徹底を図り，作業者の健康，安全の確保及び環境保全に努める。〔標P-9 1.3.5, 標P-10 1.3.8〕
15．解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において，石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には，ただちに監督職員に報告すると共に，作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。
16．建設発生土の処理	○場内処理は敷均し　○場外搬出は下記による。 受け入れ場所（　　）　受け入れ場所での処置（ ○敷き均し　○たい積 ） 搬出距離（　　）ｋｍ　処分費 ○有償 ・ ○無償 上記に示す受け入れ場所・距離は参考であり， 実施にあたっては監督職員と協議の上，決定する。〔 標P-103 4.2.1〕

※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする。
標＝標準仕様書，監＝監理指針，図＝標準図　　修正履歴：Ｒ０６０５１０

項　目	特　記　事　項
2，衛生器具工事〔 標P-249 1.1.1～P-254 1.1.13〕	
1．和風大便器	躯体との緩衝材付、鉛管接続の場合は吊り金物を使用する。和便器と前壁との離隔は，２５０mm程度を確保する。和風大便器用フラッシュバルブ壁面取り付けの場合はF.L.+800mm程度とする。〔 標P-299 2.1.2.7,図P-172、173〕
2．大便器	○洗浄弁式（ノンホールディング機構付）　●タンク式　○電気開閉式〔 標P-253 1.1.8〕 ○専用洗浄弁式〔 標P-298 2.1.2,監P-633 1.1.8〕
3．小便器	洗浄弁式（ ○手動　○自動 ）〔 標P-249 1.1.2,標P-298 2.1.2,監P-623 1.1.2〕
4．説明シール等	器具付属の説明シール等は，下地を考慮し，最寄りに貼り付けのこと。
5．紙巻器	ステンレス鋼板製ワンタッチ形とする。　○シングル　○棚付二連〔 標P-249〕
6．水栓類	原則としてＪＩＳ規格、ＪＷＷＡ規格（日水協）適合品とし節水こまとする。シングルレバーは上げ吐水方式。〔 標P-253 1.1.6,監P-676 1.1.6,図P-68〕
7．シールテープの除去	水栓類と配管を接合した後の，見えがかり部分の余分なシールテープは，カッター等を使用し丁寧に除去すること。
8．化粧鏡の裏板補強	化粧鏡を壁に取り付けた際の隙間には，鏡の割れを防止するため補強材を設けること。 （厚さ４mm程度，ゴムシート等）○一般型　○盗難防止型
9．水栓柱	ＶＢ仕様　○９００ｈ　○１，２００ｈ 必要に応じコンクリート根巻き，または壁にバンドにて固定する。
10．器具廻りのコーキング	陶器類，洗濯機パン等については，原則として器具廻りをコーキング処理すること。
11．便　座	○温水洗浄便座（洗浄用水加温方式　○瞬間方式　○貯湯方式）　○普通便座（ソフト閉止）〔標P-254 1.1.13〕
3，屋内給水工事	
1．給水方式	引込み付近水圧（　）MPa　○水道直結方式　○重力（高置水槽）方式　○加圧送水方式　○直結増圧方式
2．水槽類	○ＦＲＰ製　○ステンレス製（○一体型　○組立型　○単板構造　○保温構造） タンク本体は，地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさないような強度を有するものとする。　２m以上は内外はしご付。　マンホールは内蓋及び南京錠付。 〔 標P-266 1.4.1,標P-303 2.2.4, 図P-70～79〕
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔 標P-255～262〕
4．ポンプ電動機	屋外:全閉防まつ形、屋内:（多湿箇所）全閉防まつ形、（その他）防滴保護形〔 標P-24 1.2.1〕
5．ボールタップフロート	○銅板製　○耐食性のある樹脂等　○ステンレス製〔 標P-50 2.2.20〕
4，屋外給水工事	
1．継手材	管端防食継手とし、継手受口の隙間には専用テープを使用すること。 （ゴムリング方式は不可）〔 標P-37 2.1.2.5〕
2．量水器	親メーター（○貸与　○買取り）　子メーター（○貸与　○買取り）　○集中検針盤 給水装置に使用する場合は，水道事業者の承認を受けたものとすること。〔 標P-49 2.2.16〕
3．量水器桝	呼び径３２までMC－１（４３０×３１０×５５０Ｈフタ MB－１）、呼び径４０～６５までMC－２（７１０×５１０×７５０Ｈフタ MB－２小窓付）とする。呼び径８０からはMC－３（１１００×７１０×７５０Ｈフタ MB－３小窓付）とする。〔 標P-295 1.8.4,図P-92〕
4．仕切弁桝	呼び径２５までVC－P，呼び径４０までVC－１（１８０×１８０フタ B１），呼び径５０～８０までVC－３（３００×３００フタ MHA－P３００）とする。 呼び径１００からはVC－５（４５０×４５０フタ MHA－P４５０）とする。〔 標P-295 1.8.2,図P-91〕
5．弁桝，量水器の固定	舗装部分以外に設置する弁桝，量水器桝については，コンクリート巻きにて固定のこと。 桝と蓋とは鎖でつなぐこと（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）
6．伸縮ジョイント	鋼管とビニル管の接続箇所には、エラス（又はフリー）ジョイントを使用する。
5，屋内排水工事〔 標P-40～P-42，標P-63 2.4.8〕	
1．洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水立管寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。
2．床上掃除口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上掃除口直下の曲管は９０°長曲管とする。
3．器具との接続	原則として配管接続とする。（ジャバラ・簡易ゴム接続は不可，専用アダプター使用のこと）
4．通気金物排水通気弁	通気金物　●アルミ（耐食性）　○ビニル製　排水通気弁　○屋内型　○屋外型
5．床排水ﾄﾗｯﾌﾟ	トラップ椀は原則として，樹脂製とする。〔 標P-293 1.7.3〕
6，屋外排水工事〔 標P-295～P-296〕〔 標P-40 2.1.2.6〕	
1．マンホールふた	○鋳鉄製（○MHA形　○MHB形　○MHD形）名称入り蓋、鎖付とする。 （鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）〔 図P-36〕
2．汚水・雑排水桝	既製コンクリート桝使用可。深さ１．２mを超える桝には足掛金物（巾≒１５０以上 防錆処理）を取り付けること。〔 図P-93～98〕
3．小口径桝	塩ビ製　○防護蓋Ｔ－８（内蓋付き）　○塩ビ蓋ミカゲ（ＳＵＳ鎖共） ○コンクリート巻（蓋呼び径＋２００）角×１５０ｈ
7，給湯工事〔 標P-37～P-40〕	
1．貯湯槽の材質	○ＳＵＳ４４４製　○ステンレス鋼板製（電気防食装置付） ○ステンレスクラッド鋼板製（電気防食装置付）　○鋼板製〔 標P-272 1.4.3, 図P-78,79〕
2．膨張水槽の保温	ロックウール２号　５０ｔ、外装はステンレス鋼板（０．３ｔ）
3．瞬間湯沸器	耐塩処理（○要　○不要）　配管カバー（○４５０ｈ　○　　）　吹出口は歩行面＋2,000以上 ○設定温度５０℃以下（ガス瞬間湯沸器のダイレクト着火方式で離島の場合）
8，消化工事〔 標P-37～P-40〕	
1．屋内消火栓箱	○１号　ホース掛型とする。　鋼製ｔ＝１．６mm　操作方法表示付き ○易操作性１号　日本消防検定協会の鑑定証票が貼付されたもの ○２号　○広範囲型２号〔 標P-274 1.5.2，図P-80～89〕
2．消火栓開閉弁	４５°回転型で１．０MPa型とする（ＪＩＳ規格）。　○一般型　○定圧定流量型
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔 標P-261 1.2.8，図P-179〕
4．消火管の保温	屋内は原則保温不要。屋外は図示による。
9，ガス工事〔 標P-310～321，図P-177,178〕	
1．種類	○都市ガス（発熱量　MJ／m　）○液化石油ガス（プロパンガス）発熱量50.2MJ／kg
2．ガスメータ	マイコン型　○貸与品〔 標P-313 2.2.1.3，標P-319 3.1.3.4〕
3．充填容器等	○プロパン庫　○集合装置＋転倒防止鎖（鎖はステンレス製）　○バルク貯槽
4．ねじ接合材	ガス配管専用のペーストシール剤を使用すること。
5．継手材	外面ライニング鋼管継手の受口隙間は専用テープで充填すること。 器具接続以外にユニオン継手は使用しないこと。
6．絶縁継手	外部から建物内へ引き込まれる箇所の付近の露出配管部に絶縁継手を設ける。〔 標P-315 2.2.5〕
7．施工	有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。
10，浄化槽工事〔 標P-335～352〕	
1．型　式	建設省告示１２９２号（最終改正第１５４号）に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については，図示による。
2．マンホールふた	○MHA型　○MHB型　○縞鋼板（４．５ｔ）　○標準ＦＲＰ　○耐荷重ＦＲＰ ※メーカー標準を除き全てボルトロック式とする。 鋼板製のふたについてはメンテナンスを考慮し，分割を検討する。取手付〔 標P-347 2.1.27〕
3．金物類	支持金物、ボルトナット、その他すべてステンレス鋼製（ＳＵＳ３０４）又は，溶融亜鉛めっき仕上げ品とする。
4．ユニット型浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土にて深さ１／３程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。〔 標P-351 3.2.1〕
5．標識の掲示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。（浄化槽法第３０条）
6．浄化槽設備士の立会い	浄化槽設置に係る各工程に，浄化槽設備士が立会い確認している状況を，写真に残すこと。 「浄化槽工事の技術上の基準」に基づき施工することとし，浄化槽設備士の立会写真を含む工程写真を整備すること。

11，空気調和工事・換気工事・排煙工事

1．設計条件

	外気 温度（ＤＢ）	外気 湿度（ＲＨ）	室内 一般系統 温度（ＤＢ）	室内 一般系統 湿度（ＲＨ）	室内（　）系統 温度（ＤＢ）	室内（　）系統 湿度（ＲＨ）
夏季	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%

項　目	特　記　事　項
2．ばい煙濃度計	電源はバーナー電源（２次）側より取出すものとして配管配線を含む。〔 標P-114 1.1.3〕
3．ばいじん量測定孔	○煙導の直線部に径８０φの孔〔 標P-114 1.1.2〕
4．煙道	鋼板厚３．２mm以上〔 標P-114 1.1.2〕
5．ダクト	風速（○低圧　○高圧１　○高圧２） ○アングル工法　○コーナーボルト工法（共板・スライド）〔 標P-189 ～ 197〕 フランジ部のダクト端折り返しは5mm以上とし、ダクト折り返し部の四隅にはシールを施す。〔 標P-210 2.2.2.2 ～ 標P-211 2.2.2.3〕 厨房、浴室などの多湿箇所の排気ダクトは、その継目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、必要により水抜管を設ける。〔 標P-210 2.2.1,図P-154～155〕 ※シール材：シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。〔 標P-188 1.14.2.6〕
6．フレキシブルダクト	建築基準法施行令第１０８条の２の規定により、不燃材料の規定を受けたもので、十分な可とう性と耐圧強度及び耐食性を有するものとし、空調用の場合、断熱材付のものとする。〔 標P-195 1.14.9，P-215 2.2.5.3〕
7．ダクトテープ	ＪＩＳ Ｈ ４１６０に準ずるアルミニウム箔（厚さ０．０５mm以上）の片面に樹脂系接着剤を塗布したテープ状のものとする。 布製テープは不可とする。〔 標P-188 1.14.2.5〕
8．風量測定口	取付箇所（○送風機に近接した部分　○外気取入付近　○取付を図示されたダンパー近接部分） ※取付辺３００以下は１個、３００を超え７００以下は２個、７００を超えるものは３個とする。〔 標P-214 2.2.5.5〕
9．チャンバー	消音内貼を施す。〔 標P-191 1.14.6〕 ○ＳＡ・ＲＡ　○ＯＡ・ＥＡ〔 標P-214 2.2.6〕
10．配管材料	膨張管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラへの給水管は、配管用炭素鋼鋼管（白管）とする。
11．機器類の基礎	パッケージ型空調機室外機　○防振パット○簡易防振（ゴム被覆ばね）○専用防振架台（ばね） 防振パットは厚さ１５mmとする。〔 標P-203 2.1.1 図P-133～136〕
12．吹出口及び吸込口	原則としてアルミニウム製とする。〔 標 P-198 1.15.3～1.15.4〕
13．温度計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。 ○温水ボイラの温水入口 ○空気調和機廻りの給気風道、還気風道及び外気風道〔 標 P-55 2.3.2〕 ○冷温水管寄せ（往）及び冷温水管寄せ（還）の各還り管〔 標 P-197 1.14.14〕
14．瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。　○瞬間流量計　○流量測定口 ・冷凍機の冷水出口　・ボイラ又は熱交換器の温水出口　・冷温水管寄せの各送り管 ※測定用タッピングは３２φピトー管流量計用とする。〔 標 P-57 2.3.8〕
15．膨張水槽の保温	ロックウール保温板（２号）２５ｔを使用し、外装はステンレス鋼板０．３ｔとする。〔 標 P-83 3.1.2 〕〔 標 P-87 3.1.4〕
16．ダクトフランジ部の保温	フランジ部は保温材２枚重ねとする。または，フランジ高さ＋１０mmとする。〔 標 P-87 3.1.4〕
17．換気方式	○第１種　○第２種　○第３種
18．パイプフード	○深型　○浅型　○ステンレス ○着脱式防虫網付き　○ガラリ付き
19．パッケージ型空調機	耐塩処理（○要　○不要）　ＪＲＡ耐重塩害仕様 （日本冷凍空調工業会標準規格）（ＪＲＡ９００２－１９９１）（空調機器の耐塩害試験基準）
20．耐震支持	吊り長さ250mm以上の機器は耐震支持を取る。
12，保温工事〔 標 P-84，監 P-299〕	
1．保温仕様	保温材，外装材及び補助材の材料仕様は，標準仕様書による。〔 標　P-83　表2.3.1〕 管及びダクト類の外装材は図示によるものとし，保温材は図示がない場合は以下を標準とする。 給水管，排水管，消火管，冷水管，冷温水管　：ポリスチレンフォーム保温材 給湯管，温水管，一般ダクト　：グラスウール保温材 防火区画等貫通個所，蒸気管，排煙ダクト，煙道　：ロックウール保温材
13，各種試験、調整	
1．給水設備給湯設備	(1) 給水装置に該当する管は、水道事業者の規定圧力。ただし、最小〔鋼管１．７５MPa（１７．５kgf／㎠）、ビニール管１．０MPa（１０kgf／㎠）〕とする。 (2) 揚水管、圧送管は当該ポンプの全揚程に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小０．７５MPa（７．５kgf／㎠）〕 (3) 高置水槽以下の配管は、静水頭に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小０．７５MPa（７．５kgf／㎠）〕〔 標 P-81 2.9.3〕 (4) 器具取付後の水圧試験　・住戸内給水管（但し、水道メーター以降とする。）〔０．７５MPa（７．５kgf／㎠）〕 (5) 飲料水用タンク設置の場合端末において遊離残留塩素が０．２mg／L以上検出されるまで消毒を行う。（1m3に付き２cc〔１０%希釈液の場合〕）〔 標 P-58 2.4.1〕 (6) 水圧試験の保持時間は最小６０分とする。〔 標 P-81 2.9.3〕
2．消火設備	消防用設備等の機能等についての試験基準に基づく外観試験及び性能試験を行う。 各消火ポンプに連結される配管は，当該ポンプの締切圧力の１．５倍の圧力とする。〔 標 P-82 2.9.5〕
3．ガス設備	(1) 液化石油ガス設備の気密試験は，高圧側１．５６MPa、低圧側８．４Pa以上１０．０kPa以下とする。〔 標 P-321 3.2.6〕 (2) ガス器具等と接続されているガス管ついては，ガス器具等直近のガス栓を閉めて上記（１）の気密試験を行うこと。 (3) 漏えい試験は，ガス器具等直近のガス栓を開いて使用圧力以上４．２kPa以下の圧力で実施すること。 (4) 都市ガス等の気密試験・漏えい試験は，ガス供給事業者の規定に基づく方法・圧力とする。
4．浄化槽設備	槽の水張り、配管、各機器の動作，通水・総合運転試験を行うこと。 24時間満水試験は，開始時と終了時の日時と水位が確認できる写真を整備すること。〔 標 P-350 2.2.2〕
5．空調設備	(1) 冷媒配管は配管接続完了後、「高圧ガス保安法」等に基づいたメーカー指定の方法により気密試験を行う。〔 標 P-81 2.9.2〕 (2) 各種機器調整及び風量、風速、騒音、温度、湿度の測定等。〔 標 P-245 2.4.1〕 (3) 自動制御設備の総合調整を行う。〔 標 P-245 2.4.2〕
上記試験、調整状況の写真を撮影すること。	

省エネ法・グリーン購入法対象機器について
※「トップランナー制度」の対象製品については，当該製品の現場搬入予定時において，その基準をクリアしたものを採用すること。

※「グリーン購入法」の対象製品で，下表に指定したもの（機器表に特記がある場合も含む）については，当該製品の現場搬入予定時において，その基準をクリアしたものを採用すること。
また，この表に記載のないものについては，Ⅲ－１－１によることとする。

（表）

対象指定製品	エアコン・温水器・給湯器・電気便座

特記事項	ARCHI-PLAN	一級建築士事務所 (株)アーキ・プラン ARCHI-PLAN 〒890-0082 鹿児島市紫原三丁目44-18 ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096	DIRECTOR 古川	CHIEF 沖田	DRAWER 前村	工事名 城ケ丘中学校バリアフリー改修工事 図名 機械設備特記仕様書	DATE R6.07.31　SCALE　JOB NO. PST-111R　SHEET NO. M－０１ 一級建築士 建設大臣登録第８４４５８号 古川 稔

衛生器具表

品名	型番		備　　考	数量
	TOTO	LIXIL		
洋風大便器　　（床下排水）	CFS498BCKN+TCF5841AUPN		棚付二連紙巻器（SUS）・表示板・他付属品一式・ロータンク・床給水 蓋なし温水洗浄便座（瞬間式）・壁付リモコン（自己発電式,洗浄ボタン）	1
洗面器	MVRS45P+TENA40AJ		自動水栓(単水栓)・Pトラップ・他付属品一式	1
手すり	T112CL11	KF-926AE80D25J	樹脂被覆・L型　前出寸法230・固定金具	1
手すり	T112H7	KF-481EH70J	樹脂被覆（700L）・はね上げタイプ・固定金具	1
化粧鏡	YM6090AEﾄｸ	KF-W610H900E(AY)	600×900（盗難防止）	1
掃除用水栓	T200SNR13C	LF-7R-13		1

凡　例　表

記号	名称	使用区分	管　種
——— – ———	給水管	屋外埋設	耐衝撃性ポリ塩化ビニル管　　ＨＩＶＰ
		上記以外	内外面塩ビライニング鋼管　　ＳＧＰ－ＶＤ
————	排水管	屋外埋設	ポリ塩化ビニル管　　ＶＰ
		上記以外	ポリ塩化ビニル管　　ＶＰ
– – – – – –	通気管		ポリ塩化ビニル管　　ＶＰ

機　器　表

記号	名称	能 力 及 び 仕 様	台数
Ⓕ	パイプファン	１５０Φ×１５０m³/H×５pa×６．５W・深型セルフード１５０Φ（ガラリ付）	1

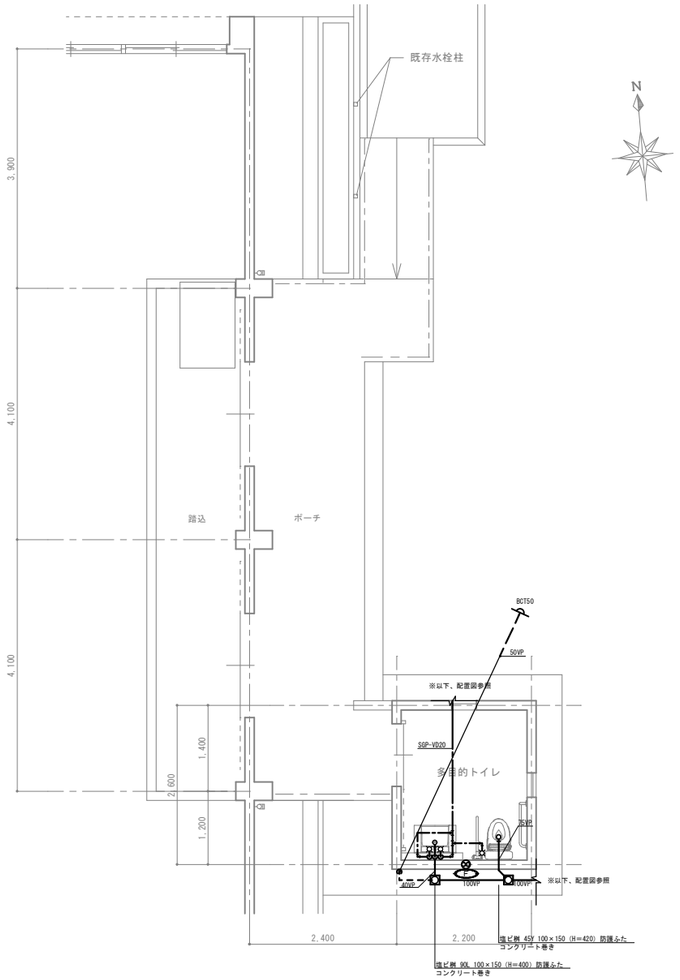

多目的トイレ平面図　A1,1: 50　A3,1:100

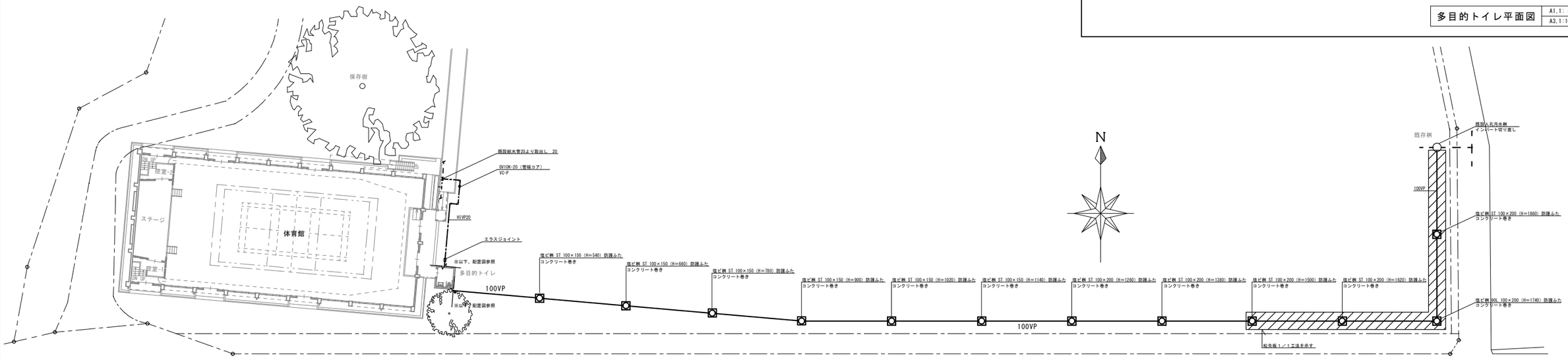

配　置　図　A1,1:250　A3,1:500

特記事項								
	一級建築士事務所 ARCHI-PLAN (株)アーキ・プラン 〒890-0082　鹿児島市紫原三丁目44-18 ＴＥＬ(099)259-0070　ＦＡＸ(099)259-0096	DIRECTOR 古川	CHIEF 沖田	DRAWER 沖田	工事名	城ケ丘中学校バリアフリー改修工事	DATE R7.03.31	JOB NO. PST-1110	SHEET NO. M－０２
					図名	配置図、多目的トイレ平面図	SCALE A1,1: 50,250 A3,1:100,500	一級建築士 建設大臣登録第８４５８号 古川 稔